

「新潟朝鮮初中級学校の教育に関する人権侵害救済の申立」

意見書

一日朝の架け橋となる子どもたちのために

学校法人 新潟朝鮮学園 理事長 朱 敏 昌
新潟朝鮮初中級学校 校長 李 辰 和
朝鮮学校を支援する新潟県民の会 代表 多 賀 秀 敏

目 次

当事者の声

- 1. 子どもたちの声 1
- 2. 保護者の声 2
- 3. 卒業生の声 4

はじめに

- 1. 民族性の破壊 6
- 2. 民族教育の弾圧 7
- 3. 精神的苦痛と経済的負担 7
- 4. おわりに 8

第 I 章 民族教育の歴史

- 1. 在日朝鮮人の形成 9
- 2. 民族教育の開始と民族教育受難の歴史 11
- 3. 民族教育の現状 14
- 4. 小 括 16

第 II 章 新潟朝鮮初中級学校の法的地位

- 1. 新潟朝鮮初中級学校は、不当にも学校教育法第 1 条の「小学校、中学校」に準じて扱われず、各種学校として認可されているに過ぎない 17
- 2. 朝鮮学校生徒の卒業及び修了資格に関する不利益 17
- 3. 朝鮮初中級学校への振興助成に関する不利益 19

第 III 章 朝鮮学校の法的処遇の原則

- 1. 外国人の人権享有に関する通説・判例 21
- 2. 在日外国人の教育を受ける権利 21
- 3. 無償の義務教育 22
- 4. 中等教育・高等教育を受ける機会 22
- 5. 少数民族の民族教育の権利 23
- 6. 小 括 25

第 IV 章 朝鮮学校の現状

- 1. 受験資格 26
- 2. 教育補助 27
- 3. 朝鮮学校の現状と新しい動向 28

第 V 章 関係者の声

- はじめに 30
- 1. 教育の目的 30
- 2. 朝鮮学校を取りまく環境（差別） 30
- 3. 「県民の会」の発足と取り組み 31
- 4. 国際条約に保障された人権と民族教育 32

当事者の声

1. 子どもたちの声

中・1 朴 貴愛

私の学校は、新潟朝鮮初中級学校です。この学校の全校生徒はたったの33人です。

ウリハッキョ（朝鮮学校、私たちの学校）は日本の学校とは違います。日本学校は、人数も多いし友達もいっぱい出来て、クラブ活動もよいのでとても懂れます。

でもこの学校が好きです。先生も優しく、友達、先輩・後輩関係がどの学校よりいいです。先生達も私たちを一人一人ずつ考えてくれて、クラブもみんながひとつになって活動しています。

でも、こんなにいい学校を認めてくれない人達がこの日本にいると思います。

私は早くその人達にこの学校を認めて欲しいです。

そのためにも、北朝鮮と韓国が統一し、どの国からも認められる国になってほしいです。そして、母達が守ってきたこの学校を、私達が守っていきたいと思います。

中・3 曹 優実

私は朝鮮学校に入り、とても良かったと思っています。

私は1年生の時に寄宿舎に入り、その頃は親と離れる事が悲しくて毎日泣きました。だがそんな時、寮のお姉ちゃん達が私を励ましたり遊んだりしてくれました。

私はこの事に感謝し、今では女子の寮長を任され下級生と仲良く毎日を過ごしています。そして寮に入れてくれたお母さんに感謝しています。

学校では、私のクラスは10人います。でも、ウリハッキョの場合10人が一番多いのです。私達は学校の柱として団結し、イベントなどが行われる時も同胞たちと楽しんでます。

また、他県の朝鮮学校と交流を深め、最近では水都フェスタに舞踊部が参加し、ウェルカム賞、パレード賞をもらいました。

私は朝鮮学校でしか学べないことをいっぱい学びました。だが、世の中にはそんな事も知らないまま、朝鮮のことを悪く言う人がいます。

私は、そういう人達に、朝鮮のことをもっともっと良く考えてもらいたいです。

中・3 金 未玲

私は、生まれた時から在日朝鮮人として育ってきました。

中学校から私は、制服であるチョゴリを着て電車通学をしています。

小学生までは、実際に差別を受けたことはありませんでした。しかし、チョゴリを着て通うようになってから、身をもって差別を受けるようになりました。

中・1の一学期が一番ひどかったです。たくさんの知らない人に声をかけられ、冷たい目で見られました。一番傷ついたのが「もう一度戦争するか朝鮮人！」と、言われた事で

す。

このような事もあったけど、私は全然朝鮮人であることを恥ずかしがったり、嫌になっ
たりもしていません。むしろ誇りに思っています。

毎日、堂々と生きている同胞たちを見ててもカッコイイと思うし、自分もウリハツキョ
に通ってとても楽しいです。

民族教育も9年間受けているけど、この期間に歴史、民族、文化などを学び、とても面
白いです。

私は部活で朝鮮舞踊をしているので、この伝統もずっとずっと守っていてほしいと強く
望みました。

しかし中には、私達朝鮮人をよく思っていない人がたくさんいます。新潟でも「右翼」
などが、毎日のように私達の批判をします。

このような人達にも、私達の祖国の事をたくさん理解してほしいです。

2. 保護者の声

木村 由美子

私は、日本人であり、4人の子供を一人で育てております。

朝鮮人の夫は、十三年前、長女が入学する年に交通事故で他界しました。私は夫の意思
をついで、子供達を朝鮮学校へ入学させました。

国の助成金がない朝鮮学校では、授業料がとても高く、大変な毎日です。最初は上の子
だけでもと思い入学させましたが、子供達を離れ離れにできず、無理を覚悟で4人を朝鮮
学校へ送りました。

私は長い間、学校の食堂で仕事をしながら子供を育ててきました。また、学校内で仕事
をしているがために、朝鮮学校の多くの生徒たちを見ながらつらい思いもしてきました。

授業料が高すぎるため、親の意志で泣きながら学校を去っていった子も何人かいました。
突然の別れで小さな子が泣いている姿は、とてもつらいものです。

私の娘は、今18才になりましたが、中学を卒業したら公立高校へ入学するために、塾へ
行きながら三年間一生懸命に頑張っていました。

ある時、朝鮮学校から日本学校への受験が認めてもらえないと聞き、私と娘は目の前が
真っ黒になりました。普通であれば、中学校を卒業したら他県にある朝鮮高校へ行くので
すが、我家では、この子を生活面でも、また金銭面でも、下にまだ中一、小五、小三の弟
妹がいるので、遠くにやることは無理でした。本人も、それで公立高校へと考えてくれま
した。

そのことで、私は校長先生と他3名の方たちと、何度か市の教育委員会へ足を運びまし
た。でも、決して良い結論は出ませんでした。

私はその時、一人の子供が日本の事をもっと学びたいと思っているのに、何の罪もない
子供にどうして門を広く開けてくれないのだろう、どうして大きな夢をあたえてくれない
のだろうと、くやしくて涙がでる思いでした。

結果はどうでかわからないけれど、夢をもった子供にチャンスぐらい与えてもらいた

かったです。でも、唯一ある高校だけが門を広く開けて下さったので、娘も私もとても感謝しております。

なぜ朝鮮学校に通っている子供達は受験資格がなく、一条校として認めてもらえないのでしょうか。無邪気な顔で学校生活を送っている罪のない子供達を見ていると、とてもつらくなります。

我家の様に、生活状況で遠くへやれないという家庭は、これからもまだまだあると思います。

一日もはやく朝鮮学校が認められ、改善されることを願っています。そして、子供達にもっと夢をあたえてあげて欲しいと思います。

申 千秋

私は高校生の長男、中学、小学生の娘を持つ母です。

子供達は幼い頃から校内の寄宿舎に生活に移し、母親に甘えることなく、その小さな手で自分の身の回りの事や勉強を一生懸命頑張っています。私の目には笑顔と、泣きながら家に帰りたいとこの手を離さなかった子供たちの姿が、今でもやきついています。

初めは、朝鮮学校に入学させるのは大反対でした。何故なら、学費が日本学校に比べとても高いからです。経済的に無理があり不安ばかり先立ってしまうし、7才になったばかりの子に寮生活をさせるのは早いからです。

何度も足を運ぶ先生を返しながら思い出したのです。私の母が私達兄弟を膝の上に乗せて「良く聞きなさい。おまえ達は朝鮮人として生まれてきた事を何も恥じる事はないんだよ。私がおまえ達を守るから胸を張って歩いて行きなさい」。日本人である母の口から出た言葉でした。

今でも、差別や偏見の中で何十にも隔てられた壁は、私達そして子供達の夢や希望をよせつけないのです。

どうか、子供達の無限の可能性を開かせてあげてください。私達に力を貸してください。

現実はとても厳しく、生活の中で一番の負担が学校なのです。でも、私達の子供が通い、生活をしている朝鮮学校を守らねばなりません。

どうか、子供達に夢は努力すれば叶うものだ信じさせて下さい。道を開かせて下さい。

差別も偏見もない社会で、日本学校と同じように朝鮮学校を認め、多くの在日の子供達が自由に学べる学校にしてもらいたいと思います。

成 千佳

人は、国籍や親を選んで生を受けるわけではありません。

私は在日Korean 3世であり、3人の子の母親であります。物心つく前から母国語を話す祖父、祖母、父母とともに祖国の習慣や、言葉に触れながら育ちました。子供たちもこの日本で在日4世として生まれ、生活しています。子が親と同じ文化を共有する事は当然の権利だと思います。私もそのように思い、朝鮮学校へ通わせています。私の親がそうしたように・・・。けれど、この当然であるべきことさえ難しい状況に陥っています。

毎月、子供たちにかかる学費があまりにも高く、とても苦しい状態です。新潟県民、市民として税金も払い、義務を果たしているつもりなのですが、何故、日本人でないというだけで、何の助成も受けられないのでしょうか？

差別や偏見としか思えません。小学生2人で月々7万弱かかります。これは学校に納める額です。多少増えたり減ったりしますが、この他に習い事もさせたい・・・欲しい物もあるとなるとよほどの収入がない限り民族教育を受けさせられません。生活自体が無理なのです。

朝鮮学校の事を良く知ってくだされば、この現状が極めてゆがんでいる事だとわかると思います。また、一条校と認めてもらえないため、助成金ばかりか何の学歴もなく資格をとるのも大変な状態です。

世界中どこに住んでいようと母国の言葉や文化を知ることが当然だと思います。

日本の国に住むすべての子供達と同じ権利を持って学び、育っていけるように早急な措置をお願いします。

3. 卒業生の声

金 好順

私は、16年間民族教育を受けました。

教師をしていた父母の収入は十分とは言えず、私と妹を朝鮮学校に通わせるのは大変なことでした。

特に、高校・大学は実家から遠く離れた仙台・東京での寄宿舎生活だったので、学費・寄宿舎にかかる費用・お小遣い、家に帰る時は交通費など、経済的な負担がかかりました。もし、日本の学校に通えばかからない費用が多いのです。

しかし、父母は信念を持ち、生活が苦しくとも私達を立派な朝鮮人に育ててくれました。

私と妹は、多くない給料でも信念と誇りを持って学校で働く父母、そしてその中でも私たち姉妹を不自由なく育ててくれる父母の背中を見て育ち、今では地元ではありませんが、新潟と群馬で父母と同じ道を歩み始めました。

今、新潟で教師という聖職につきながら、自分の父母のように経済的に苦勞なさっている方々を目にしています。また、どうすることもできず日本の学校に送ってしまった父母を目にしながら、耐えがたい屈辱も味わっています。

日本の地方自治体からの助成金をもっとあれば、学校の運営も父母たちの経済的負担も楽になるのです。授業をするにしても色々な教材を揃えることができたなら、より良い授業ができるでしょう。

一日も早く、朝鮮学校に対する処遇を改善してもらいたいです。そして、朝鮮の子供たちには朝鮮人としての教育を不自由なくしたいものです。

それは、子供たちに与えられた権利だからです。

申 一順

私は16年間民族教育を受けました。

この間、やはり月日が物語ってくれるように時代は着々と変化し、また、子供たちも様々

な夢を抱くようになりました。ですが正直、今の朝鮮学校の現状は子供たちの広がって行く夢に対し、まだまだ多くの難関を抱えています。

夢をかなえるための知識を学ぶ場所も「学校」。子供たちの可能性を引き出し成長していく場所も「学校」です。

また、私たちにとって「学校」は<朝鮮人としての自分>、つまり自分のアイデンティティーを自分の中で見出す重要な「場所」なのです。

今、学生数が減少しています。つまり「学校」が親や子供たちのニーズに答えられてないのです。というより、答えられないのです。

この先、子供達が一人の人間として日本社会、国際社会に生きていけるよう一刻も早く朝鮮学校に対する処遇改善される事を願うばかりです。

はじめに

東アジアを単一の権力ないしは権威のもとに「統合」したケースは、短期、長期を問わず、歴史上2度しかない。

一つはいうまでもなく朝貢・冊封システムを基礎におく中国を中心とする華夷秩序である。中国は「華」であり、文化の中心であるが、それ以外はすべて野蛮人であった。しかし、中央の華というだけあって、曲がりなりにも、儒教、仏教など哲学・宗教、文学や進んだ科学技術からなる「文化力」を支配の根源とするものであった。われわれが小学校からおつきあいしている漢字は、「漢の文字」である。

もう一度は、「大東亜共栄圏」である。むきだしの軍事力を支配の根源とした事を疑う者はいない。逆に文化的には、支配者となった日本人の社会的・国際的マナーの悪さや無知ぶりが、各地で嘲笑の的となっていたことが、最近各地域の文献の翻訳などにより日本でも明らかになりつつある。

古来から、黒船到来にいたるまで、日本文化の基礎を作り上げた文物・思想は、そのほとんどが西方からやってきた。なかでも、渡来人から通信使にいたるまで、半島の果たした役割は、どれほど強調してもし過ぎることはない。

1. 民族性の破壊

日本の東アジア全域を対象とする支配の基礎となったのは、台湾併合、朝鮮併合、傀儡満州国擁立などである。それまでの文化的先進地域に対する一世紀あまりに及ぶ歴史の「逆転現象」である。

とりわけ、現代にいたるもその弊害を色濃く残したのは朝鮮併合に伴う措置である。創氏改名、日本語の強制、天皇崇拜の強制などは、民族を民族たらしめる要素を一つ一つ破壊していった行為にほかならない。通常、偶然、不本意にも、人の物を壊した場合は、謝罪し、原状復帰をするか償いをするかしなければならない。それが人の世のならいというものである。しかも、この場合には、故意がみとめられる。

戦時になると、朝鮮半島からは、計画的に、「労務者」が、内地に「動員」された。大蔵省『日本人の海外活動に関する歴史調査（朝鮮編）』（1947）によれば、1939年から1945年第一四半期までの間に「朝鮮人労務者対日本内地動員数」は、72万4727人にのぼる。動員先は、炭坑約34万、金属鉱山約6万7000、土建約10万、工事その他約20万6000である。しかもこの表には、軍要員として動員された14万5010人、樺太、南方などは含まれていない。これだけの働き手を一挙にたった6、7年で奪われたことになる。満州・華北・華中からの中国人労務者の強制連行約4万弱（外務省『華人労務者就労事情調査報告書』1946）と比べてもいかに大きな数字が分かる。その一世、二世、三世、四世が、在日朝鮮人の多くである。労働者ばかりでなく、慰安婦と称される女性たちが戦地に「動員」されたことも、文献資料からみても否定しえない事実である。

戦後も、直後から始まる冷戦に際して、「西側の一員」として、米軍を中心とする西側軍事戦略上、施設面、兵站面において、「不沈空母」の役割を担ってきた。分断された一方

の側が、敵視するのは当然の成りゆきといえよう。

のみならず、朝鮮戦争を契機に、経済復興を遂げ、さらに、高度経済成長を果たした日本社会内部では、一部に、朝鮮民族に対して、いわれなき差別を公然と口にし、実行する人々が存在すらした。誠に不幸な一世紀といわざるをえない。

2. 民族教育の弾圧

戦後、さまざまな理由から日本にあって、朝鮮民族が、民族教育を始めようとするのは、当然の成りゆきであり、権利でもある。日本政府はこれに対して、弾圧を加え、さらに、1965年には、「朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて」と題する文部事務次官通達をもって、事実上それまで存在した公立学校の朝鮮人学級を閉鎖し、私立についても「朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められない」として、各都道府県教育委員会・知事宛に政府の意向を徹底した。各自治体が、朝鮮学校に対して、不利な決定や、要求を却下する根拠としてきたのは、この事務次官通達であった。この通達の一部分は、2000年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度の廃止に伴い、各種学校の設置の認可が都道府県の自治事務となったので、現在効力を失っている。

問題は、各種学校としての認可どころではなく、一条校との格差是正にある。第一に、入試や就職に直結する資格の問題。第二に、父母は納税者であるにもかかわらず、同等の普通学校教育を担いながらその子弟の教育に同等の補助（公平な税の還元、税制面での優遇措置）が受けられない問題。第三に、いわれのない差別から受ける精神的苦痛、時には肉体的苦痛。こうした三点が、政府が一条校並の資格を朝鮮学校に対して認めないために生じた主な問題点である。

3. 精神的苦痛と経済的負担

朝鮮学校が一条校並みの資格をもたない事から具体的にはどのようなことが起きているか。今、新潟の朝鮮中級学校の三年生を想定してみよう。彼／彼女は、近くに朝鮮高級学校（高等学校）がないために、朝鮮高級学校進学をあきらめ、県立の高等学校を受けようとする。すると、中学卒業の資格が問われる。したがって、もう一度、日本学校に三年時から編入して、日本学校を卒業するか、検定試験を受けなければならない。

朝鮮高級学校を卒業したとしよう。国立大学が100近くもあるこの国で一校たりとも受験資格は認めていない。外国で、12年の教育を修了したものには、受験資格を与えているというのである。幸い、公立・私立大学の約半数は、資格を認め受験を許可している。さらに、公認ないしは国家試験を通じてえられる専門職の資格試験では、高校（大学）卒業資格が問われるものがあまたある。ここでも、朝鮮高級学校卒業は資格として認められていない。

これがどれほどの精神的苦痛となるかは、本人以上に知り得るものはいまい。

その上、初中級学校であれ、高級学校であれ、必ずしもすぐ近くにあるとは限らない。

幼い頃から寮での暮らしをしいられることになり、精神的なもの以外に父母の経済的負担は相当なものになる。「週に一度、両親は御飯に醤油をかけただけの食事で我慢した。それでも子どもたちを朝鮮学校に通わせた」という話すらきいた。

日本政府が、国連人権委員会や日弁連などから、数度にわたる勧告を受けながら、厚顔としか言いようがないほど対応が鈍いのは、精神的苦痛と経済的負担から一人一人があきらめて自然に消滅するのを待っているところであろう。

4. おわりに

日本国が批准している国際条約である国際人権規約、子どもの権利条約などに日本政府が違反しているのは明らかである。法を侵すことを犯罪という。国連の勧告、日弁連の勧告を知らないはずはない。独善的な論理で、意図的に無視しているとしか思えない。しかも、日本政府を間接的にであれ、選んだのは日本国民である。官僚を選んだ覚えはないが、政治家は選んでいる。だとすれば、政府の責任はそのまま国民の責任ともなる。「真の愛国者は、常に、自分の国を政府から守る覚悟をしなければならない」(JFK・Garrison検事)。

上に概略したように、これは人権侵害以外の何ものでもない。人権救済は、急がなければならない。また、この問題は、生身の子どもの教育に関する問題なので、裁判所に提訴して、その結果を待つ時間的余裕はない。それを知りながら、日本政府が自然消滅を待っているとしたら、ますます急がなければならない。

今、世界の流れは、いよいよ地方を政策決定の中心とする方向に動いている。国がやらないならば、地方がやれば良い。それをとめる根拠はどこにもない。ましてや、環日本海圈、国際化を、声高に叫んでいる新潟県である。新潟は一つ宝物を失うことになりかねない。

(多賀 秀敏)

第 I 章 民族教育の歴史

1. 在日朝鮮人の形成

(1) 日本の朝鮮侵略の始まり

日本の朝鮮侵略は、明治の初期に江華島事件を起こし、それを背景にして「日朝修好条規」を強引に朝鮮政府に調印させ、朝鮮の自主権を奪ったことから始まる。そして、1894年（明治27）、日本は清国と朝鮮侵略を目的にした日清戦争をおこして、勝利すると「日清講和条約」を結び、ますます朝鮮を軍事的政治的圧制下においた。

日本の悪辣な朝鮮侵略は、朝鮮政府をロシアに接近させることとなり、1904年（明治37）、日本軍の宣戦布告もない奇襲攻撃で、しかも朝鮮国内で日露戦争は始まった。それと同時に、日本帝国主義は、1907年には朝鮮政府に「第3次日韓協約」をおしつけ、行政、立法、司法の三権までも奪ったのである。

(2) 厳戒体制下の「日韓併合」

1909年、伊藤博文がハルピン駅で、安重根に射殺されると、日本政府は、これを口実にして、1910年（明治43）に「日韓併合条約」を調印させ、朝鮮を植民地にした。「併合」は、朝鮮国王が、日本の天皇にお願いして、植民地にしてもらうという形で行われ、第1条では「韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本皇帝陛下ニ譲与ス」とし、調印は日本軍の完全制圧の中でなされ、朝鮮半島の領土主権は日本帝国に帰属することとなった。併合後は、天皇直属ですべての権限を与えられた朝鮮総督府を設置した。

朝鮮総督府は、1911年（明治44）に「朝鮮教育令」を出したが、その内容は、①天皇に忠良なる日本臣民を養成する ②日本国民たる品性を涵養し、国語（日本語）を普及する ③「尺度」にあった普通教育、特に実業教育に重点をおく、等を主目的とするものであった。日本語は朝鮮語の2倍の授業時数、日常会話でも朝鮮語が禁止され、朝鮮の歴史と地理は一切教えず、日本の歴史・地理も史実を偽って教えるなど、朝鮮人民から、国語と歴史を奪ったのである。これは、民族としての存立を失わせ、朝鮮人民を皇国臣民として育成し、日本帝国主義の奴隷にさせていく教育政策といえる。

また、1912年の「土地調査令」では、多くの農民が土地を失った。小作農に転落した朝鮮農民は、地主への高い小作料の上納や総督府の各種の公租公課などで二重の搾取を強いられた。さらに、林野調査事業により土地を強奪し、併せて「会社令」をだして朝鮮の工業を支配し、続いて「銀行令」「鉱業令」「漁業令」等を公布するなど、経済侵略をも行った。このような過酷な支配によって朝鮮人民は中国東北地方や日本への移住を余儀なくされ、1909年（明治42）にはわずか790人であった在日朝鮮人が、1918年（大正7）には22,262人、1924年（大正13）には120,238人と爆発的に急増したのである。（資料1参照）

(3) 強制労働・強制連行や朝鮮語の使用禁止と創氏改名の強行

1919年（大正8）3月、朝鮮人民は、10年にもわたる日本の植民地支配に対し勇敢に立ちあがり、ソウルをはじめとして朝鮮の各地で3月間にわたってストライキや集会（1200余回）を行った。この3.1独立運動は、日本帝国主義にとって大きな打撃となったが、

一方で一部の大地主や大金持ちを懐柔するなどの巧妙な民族分断支配で植民地化は一層強化された。1920年（大正9）には、日本の食糧危機打開のため「産米増殖計画」を作り、朝鮮で作られた3分の2の米を日本へ移出した。

1938年（昭和13）、「改正朝鮮教育令」を出し、学校教育での朝鮮語の使用と朝鮮語教育を禁止したことで、朝鮮の民族教育はあとかたもなく完全に姿を消した。

翌年には、民事令の改正というかたちで朝鮮人の姓を日本式に変える、いわゆる「創氏改名」を強行し、6月間で75%にあたる317万戸の氏が改正された。これは朝鮮民族の家系を奪い、日本の天皇制家族制度を強要する暴虐な民族抹殺政策であり、世界に類のない残酷な措置である。（資料2参照）

また、1939年（昭和14）以降、日本政府は日本国内の労働力不足に対し、朝鮮人を労働力として利用する方針を立て、強制連行を行い、その数は、終戦までの5年間で60万人以上となった。（資料3参照） 着の身着のまま、家族との別れもすまずことなく日本に連行された朝鮮人は、炭坑、鉱山、土建、造船、製鉄などの仕事に従事させられ、厳しい監視の中で奴隷的な労働を強いられ数知れない人たちが命を落とした。

朝鮮での徴兵制度は1944年（昭和19）から実施されたが、1938年（昭和13）より、実質的には徴兵制と変わらない強制的な陸軍特別志願兵制度が実施されており、22万9934名の朝鮮青年が兵士として戦場に送り込まれた。さらに、朝鮮の女性約20万人を日本兵士のための慰安婦として戦場に連行したことなどの罪科は人間として許されるものではない。

（4）第二次世界大戦の終結、日本国籍の剥奪

1945年（昭和20）の終戦と同時に、朝鮮人の嵐のような帰国がおこり、1945年8月から翌年の3月までに94万人が、1949年までに141万人が朝鮮に戻ったが、日本政府は、朝鮮人の送還に対して、何の手だてもしなかった。

しかし、朝鮮人は、解放の喜びもつかの間、38度線を境に分断され、北では朝鮮民衆の主体的な民主朝鮮を作る建国運動が行われ、南ではアメリカの軍政が敷かれ、この軍政に反対して、200万人の南朝鮮民衆がたちあがり、抗争が繰り返されるなど、政治情勢が不安定であった。在日朝鮮人の9割が南朝鮮の出身であったことから、少し情勢を見てからということや、文字どおり無一文の裸同然の状態での解放で、日本に引き続き滞在するしかなかったことなどで、帰国を見合わせ人たちが多かった。そして、日本に滞在した人たちの日本国籍は、一方的に剥奪されたまま、何の手だてもなされなかった。

その後も、1948年（昭和23）8月に大韓民国（韓国）、9月に朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が樹立され、朝鮮は完全に2つの国に分断され、1950年（昭和25）6月25日、朝鮮戦争が勃発して、1952年7月22日、休戦協定調印がなされるまで、北朝鮮と韓国・アメリカ間で厳しい戦争が続いたために帰国は出来なかったのである。

（5）帰国事業

1955年（昭和30）5月、在日本朝鮮人総联合会（朝鮮総聯）が結成され、異国での厳しい差別と苦しい生活にピリオドを打ち、発展する北朝鮮に帰国して働きたいとの希望を持つ人たちのために帰国運動を展開した。帰国事業は、日本や韓国・アメリカなどの北朝鮮敵視政策の中での、大変厳しい運動であったが、ついに1959年（昭和34）8月、日本赤十

字社と朝鮮赤十字会との間で帰国協定が調印され、同年12月14日、帰国第1次船が、在日朝鮮人や新潟市民に見送られ、新潟港を出港して北朝鮮に向かった。「資本主義から社会主義への民族大移動」はこれまでに例はなく、世界の人々を驚嘆させ、新潟では超党派による帰国事業協力会が結成され、人道的立場から帰国事業に協力をした。1959～1986年までに、9万3340名の在日朝鮮人が北朝鮮に帰国し、また、日本に帰化した在日朝鮮人は、1952～1985年の間に11万5802名もいた。在日朝鮮・韓国人登録数は、1985年現在68万3313名（資料4参照）になっている。

このような、歴史的経過からも明らかなように、日本帝国主義によって、朝鮮の国は破壊され、民族文化が抹殺され、人間としての尊厳までも奪われ、あげくの果てには国は2つに分断されて、在留した多くの朝鮮人民は帰る先を失ったのである。侵略戦争といえども、日本帝国主義のように民族の言葉や氏名までも奪ったことは、世界に類のない極悪非道の行為で断じて許されるものではない。そして、未だに強制連行・強制労働をはじめ、侵略戦争に対する補償がなされていない。在日朝鮮人の形成は、日本帝国主義によって強制的になされたものであり、日本政府は、朝鮮人民の意に反して日本に定住せざるを得なくなったことを認識し、そのことについて、責任をとることが求められている。

2. 民族教育の開始と民族教育受難の歴史

(1) 民族教育の開始と朝鮮学校閉鎖命令

民族教育は、1945年に、東京で「国語教習所」として、子どもたちに朝鮮語を教育することから始まり、その後、民族教育機関として、1946年10月には日本各地に525校の初等学院、4校の中学校、10校の青年学校として設立され、41,000余名の生徒が教育を受けていた。

1948年（昭和23）1月、日本政府は、アメリカ占領軍の指示をうけて、朝鮮の人たちが自主的に実施している民族教育を否認し、各都道府県の朝鮮学校については、学校教育法による私立学校として認可を求めさせること、および、その認可を受けない学校は閉鎖させることを指示した。朝鮮学校関係者や朝鮮の人たちは、これに抗議するとともに、朝鮮学校の自主性等を要求してたちあがった。特に阪神地区では、4月25・26日にアメリカ占領軍が「非常事態宣言」を出し、閉鎖を強行しようとして大衆と衝突した。26日には警官隊が大阪府庁舎前に集まった二万余の朝鮮の人たちを弾圧し、集会に参加していた16歳の金太一少年が警察に射殺され、全国各地で多くの朝鮮人が逮捕された。そして、5月5日には日本政府と朝鮮人教育対策委員会との間に覚え書きが交わされ、一定の決着がはかられたが、しかし、日本政府は1949年10月、学校教育法第1条に定める学校として申請していた朝鮮学校をすべて不認可とし、申請しなかった学校と併せてすべての朝鮮学校を、アメリカ占領軍とともに、閉鎖命令をもって閉鎖したのである。

このような厳しい状況にあっても、民族教育を守るため自主学校、公立学校分校、民族学級などの形態で、民族教育は引き続き行われた。1955年、朝鮮総連が結成されてからは、初級学校から大学までの民族教育体系を整え、教育の目的も民族文化の維持継承と発展、さらに在日公民としての民族的アイデンティティ保持のための民族教育へと変わってきた

のである。

(2) 「民族教育＝反日教育」キャンペーン

日本政府が北朝鮮敵視政策を推し進めるために、当然の権利である民族教育を批判し、治安の対象としていたことは、次のような政府答弁などからも明確である。

* 「朝鮮総連系の学校は、民族主義、共産主義教育に徹底している。」「この問題（＝民族教育の問題）は文教問題として取り上げるより、閉鎖の実力行使をどうするかというような治安問題として処理を考えねばならない。」

（内閣調査室『調査時報』1965年7月号）

* 「朝鮮総連系の学校はすべて強烈な民族主義、共産主義教育を行っている。ある人に言わせると、日本国内で日本の赤色革命の闘士を養成しているのだという。」

（元法務省入国管理参事官・池上努）

* 「一部に北朝鮮系の学校の中には反日教育をやっているというような噂があります。明確に承知致していませんが、そういう説をなす者もそうとう世間にはございます。」

（1965年12月4日参議院日韓特別委員会における中村文相答弁）

(3) 外国人登録法による弾圧

1951年、サンフランシスコ条約が調印され、在日朝鮮人は、法的にも外国人の地位におかれ、その結果、在日朝鮮人は外国人の出入国および在留について定める出入国管理令の適用を受けることになり、「外国人登録法」によるさまざまな義務を強制されることとなった。「外国人登録法」では、20項目に上る事項の登録と、外国人登録証を常時携帯し、警察などの要求に対して提示することを義務づけ、新規登録ばかりでなく、切り替えの度に指紋押捺を強制された。この法をたてにして、1963年5月13日に、警察が、茨城県竜ヶ崎朝鮮学校で授業中の朝鮮人女教師を、常時携帯および提示義務違反で教室より逮捕・連行した事件、あるいは、朝鮮学校の児童・生徒たちは何時でもいかなる場所でも外国人登録証を携帯しなければならないとされていることなどは、人権侵害であると同時に、民族教育に対する弾圧である。

(4) 朝鮮学校の学校認可申請など民族教育への妨害

文部省は、「日韓条約」並びに「日韓法的地位協定」が結ばれたことから、1965年（昭和40）12月28日、教育関係事項について、各都道府県教育委員会・知事宛に次官通達を発し、これと合わせて、同日「朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて」の通達を出した。その要旨は以下の通りである。

- | |
|--|
| <p>A. 朝鮮人のみを収容する公立小学校分校の取り扱いについて、法令違反が是正されない場合は存続を検討すること。</p> <p>B. 朝鮮人のみを収容する私立の教育施設（朝鮮学校）について</p> <p>a. 朝鮮人学校については、学校教育法第1条に規定する学校の目的にかんがみこれを学校教育法第1条の学校として認可すべきではないこと。</p> <p>b. 朝鮮人として民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮学校</p> |
|--|

は、我が国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的な意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきでないこと。

なお、朝鮮人を含めてわが国に在住する外国人をもっぱら収容する教育施設の取り扱いについては国際親善の見地から新しい制度を検討したい。

この通達によって、市町村が公立学校に設置していた、いわゆる、朝鮮学校分校ないし朝鮮学級は廃止された。しかし、朝鮮総聯の指導のもとにある朝鮮学校は全国で75校にも達し、民族教育はとぎれることなく進められた。

*朝鮮大学校認可問題

1968年、東京都私学審議会的美濃部都知事に対する答申書は、「外国人が我が国で学校を設置し、組織的な教育を行う場合、そこに学ぶ外国人子弟の生活の基盤が我が国である以上、当該民族の主義主張のみを教育し、我が国および我が国民との友好関係を無視したものであった場合、我が国としてこれを認可し、保護する必要はないと思います。」となっていた。しかし、美濃部都知事は、朝鮮大学校を各種学校として認可した。ところが、この認可に対し、当時の灘尾文部大臣はこれを遺憾とする談話を発表したのである。

*陸上自衛隊小平駐屯部隊による朝鮮大学校への「威嚇射撃訓練」事件

1967年10月31日（吉田元首相の国葬の日）自衛隊小平駐屯部隊の武装した隊員24名が、朝鮮大学校を標的にして白昼堂々と朝鮮大学校の南通用門付近、並びに、正門付近の道路や土手から朝鮮大学校に銃口を向け威嚇射撃訓練を行ったのである。訓練は、号令のもとに、伏せたり、立ち撃ちやひざ撃ちの姿勢をとり、実射するのではないかと目撃者に恐怖感を与えたほど真に迫ったものだった。学校を標的にした訓練は、明らかに民族教育に対しての妨害である。

(5) 外国人学校法案は廃案

1967年になり、日本政府は外国人学校法案（資料5参照）を国会に提出した。その後も、1972年まで7回上程されたが、成立せず廃案となった。この法案は、すべての外国人学校を文部省の管轄下におき、同大臣の判断で是正・閉鎖命令が自由にできる等の内容である。この法案の根底には、我が国が外国人学校（実際には朝鮮学校）の教育を承認し援助することが、「国際的な友好親善を助長する」のではなく、外国人学校における教育が、「国際親善を阻害する」可能性があるとする予断と偏見がある。まさに、「我が国の利益」＝日本の「国益」を最優先させ、在日外国人の「利益」や自主性を踏みにじった法案であり、廃案になったのは当然といえる。

(6) 朝鮮学校生に対する暴行事件

1965年の日韓条約問題に関連して、朝鮮高校生に対する集団暴行事件が続発した。また、1987年の「KAL機事件」関連や1989年の「パチンコ疑惑」に関連して、全国各地で朝鮮学校の児童・生徒に対する嫌がらせや暴力事件が起きた。1994年にも、日本政府が「核疑惑」「送金問題」等に対する制裁措置や、朝鮮総聯への不法弾圧を加えた、その時を同じく

して、朝鮮学校生に対する暴行、暴言事件が百数十件も発生し、暴行を受けて入院した生徒もいた。特に、朝鮮人女子学生には、電車の中で、後ろからチマ・チョゴリ（朝鮮学校の制服）がナイフやハサミで切られ、また、髪をハサミで切られる事件が続き、「朝鮮人は帰れ」といった暴言をあげられるなど、朝鮮学生は、心に大きな傷を負い、いまでもまた襲われるのではないかと恐怖感を抱いている。

日本政府の朝鮮敵視政策や一部マスコミの差別を助長する報道がなされたときに暴行事件が頻発していることは、日本社会に朝鮮人差別が温存されている証左であり、在日朝鮮人民の命に関わる問題であることから、日本政府の対応が求められている。

(7) 京都朝鮮学園・「国土利用計画法違反」事件

1994年、京都朝鮮学園は移転計画にともない用地を購入した。「国土計画法」では、届け出をすることが義務づけられているが、この届け出の有無については、契約当事者、つまり土地の売り主と買い手や、仲介業者から任意に事情聴取をすれば容易に判明する。ところが、京都府警は朝鮮学園側からの事情聴取も行わず、京都市の告発もないのに、国土計画法違反を口実に、機動隊400名を動員する中で、土地取引とは何ら関係のない、京都朝鮮総聯本部や本部委員長・役員宅を強制捜査し、関係のない文書、名簿等を押収した。ましてや、捜査の途中で京都市役所の間違いで、届け出が適正になされていることが判明しても、打ち切ることなく不当な強制捜査を行い、謝罪もしていない。

朝鮮民族の文化や民族教育を奪ったのは明確に日本帝国主義である。その朝鮮文化や自国の言葉を取り戻そうとして始まった民族教育に対して、朝鮮学校閉鎖命令以来、民族教育を治安の対象にし、外国人登録法による人権侵害、朝鮮学校認可に対する妨害等、日本政府はことごとく敵視の姿勢を貫いてきた。また、この敵視政策によって、日本の警察並びに自衛隊も民族教育を妨害し、心ない一部の国民も朝鮮学校児童・生徒への暴行を加えていることは、日本社会における朝鮮人への差別構造・排外主義が根強く残っている証左であり、事件が起こるたびに差別は再生産されている。民族教育を受ける権利を保障しなければならない立場にある政府が、このような民族教育の妨害をしてきたことは、日本の恥であり、一日も早い改善と民族教育の擁護が求められている。

3. 民族教育の現状

(1) 朝鮮人学校の教育体系と学校数・在 학생徒数

在日朝鮮人の朝鮮学校は、日本という立地条件に合わせて「6・3・3・4」制を基本とし、幼稚園を2年（一部保育園3年）とする教育体系である。（資料6参照）

2002年4月現在、初級学校75校、中級学校52校、高級学校12校、大学1校、合計140校で、幼稚園は63校である。（1993年韓国学校4校） 生徒数は、初級学校から大学まで合わせて約15,000名である。

少し古いデータ（在日朝鮮・韓国人一中公新書より）だが、1986年度では「在日朝鮮・韓国」の小・中・高校生の総数、約15万人のうち、朝鮮学校に通う者は19,500人（約13%）、韓国学校に通う者はおよそ1,600人（約1%）、そして日本の学校に通う者が約130,500人（約

86%) だという。

新潟朝鮮初中級学校は、1968年4月1日に創立され、学校法人として12月12日に認可された。生徒数は、多いときで151名在籍していたが、少子化や教育費の負担増などによって年々生徒数が減り、2002年度は、初級学校は1～6年生で16名、中級学校は1～3年生で17名、合わせて33名となっている。教職員も多いときは16名であったが、2002年度は講師を含めて12名で運営されている。財政的には大変厳しくなっている。

(2) 朝鮮学校の教育目的と教育内容

民族教育の目的は、「真の朝鮮人として、自分の祖国と民族の繁栄のために寄与する有能な人材の育成」としている。朝鮮学校の教育目的と内容は、共通学則をもって定められているが、今日のものは、1983年の改正によるもので、教育目的と教育内容は日本の学校教育法による学校教育に準じたものである。

<教育目的>

共通学則第1条 「本校は、学校教育法に基づき、朝鮮人子弟に『幼・小・中・高級』の普通教育を施し、併せて、朝鮮人として必要な教養をかん養することを目的とする。」

<教育内容>

教育課程については資料7の通りで、日本の学習指導要領に準じている。そのカリキュラムによる朝鮮学校と日本の小中学校との時間配当比較は資料8の通りである。民族的素養を持つことが出来るように、日本で生まれ育った子どもたちの特性に合わせて、朝鮮語と朝鮮の歴史や地理が強化されている。日本語以外の各授業は、朝鮮語で指導され「国語」とあるのは朝鮮語である。学期の区分、年間登校日数(240日)、年間授業時数、週あたりの授業時間などは日本の小中学校と基本的に同じである。

<朝鮮大学校>

1955年、民族教育の最高学府となることをめざして、2年制の大学校として設立され、1958年に4年制に改編された。1959年には、現在の東京都小平市に朝鮮大学校校舎を建設し、現在は、資料9のような総合大学の構成となっている。

朝鮮大学校の在学学生数は、学部生は995人、院生は56人で、韓国籍や外国人籍の学生はおよそ30%であり、朝鮮大学校卒業生はおよそ12,000名である。教授など教職員は、開設当初は日本の大学、ないし、大学院卒業者を主として構成されたが、現在では、朝鮮大学校、および、研究院卒業者が多くなっている。朝鮮大学校の教授陣、学部、および、学部以外の組織、授業・授業科目、単位制、卒業要件などは日本の大学とほぼ同様な制度となっており、施設設備や研究施設なども日本の大学と同様に有している。

朝鮮学校に在籍している児童・生徒・学生は、在日朝鮮・韓国人の3・4世であり、引き続き日本で生活をしていく人が多数であることから、教育体系や教育制度は日本とほとんど同じになっている。教育内容も、朝鮮語と歴史・地理を除いて、日本の教育内容に準じている。ただ、朝鮮民族としての誇りやアイデンティティを持たせる教育がなされることは当然であり、反日教育あるいは友好親善を阻害するような教育はなされていない。歴史的経過からすれば、日本は、在日朝鮮・韓国人の子弟の民族教育を日本の公立学校で保障しなければならないが、それがなされていないことを認識し、しかるに在日朝鮮人の人

たちの自主的な民族教育を支援しなければならないのである。

4. 小 括

日本の植民地支配や在日朝鮮人の形成、民族教育への妨害、民族教育の現状について歴史的経過も含めて検証してきた。朝鮮民族は、日本の帝国主義によって、国は分断され、文化も教育も破壊され、人間としての尊厳も奪われてきた。日本の敗戦によって朝鮮民族は解放されたが、しかし、自分の意に反して日本に在住することとなった、いわゆる在日朝鮮・韓国人は、民主主義を唱える日本において、朝鮮蔑視による朝鮮人差別や日本政府の北朝鮮敵視政策等により、基本的人権を侵害されている。

外国における日本人学校の日本民族教育が保障されているように、日本政府は責任を持って朝鮮民族教育を保障しなければならないのに、戦後一貫して朝鮮の民族教育を妨害し続けていることは国際法上からも許されない。

在日朝鮮・韓国人の人たちは、日本国民と同様に納税の義務が課せられているのであるから、当然、教育を受ける権利が保障されなければならない。しかしながら、日本政府や当局は、帰化によって日本国籍を持つことが出来るし、また、日本の学校への就学の道を開いているので教育を受ける権利は保障しているとしている。しかし、これは、日本民族教育の押しつけであって、朝鮮民族教育は保障されていないのである。

日本政府ならびに新潟県あるいは新潟市には、歴史的経過や国際法上からも、在日朝鮮・韓国人の基本的人権を保障するために、朝鮮学校の公的認知と財政的援助が求められている。

(小山 正明)

第Ⅱ章 新潟朝鮮初中級学校の法的地位

1 新潟朝鮮初中級学校は、不当にも学校教育法第1条の「小学校、中学校」に準じて扱われず、各種学校として認可されているに過ぎない。

- ① 日本は、1965年12月18日、大韓民国との間に日韓条約を締結し、これにともない日韓法的地位協定を成立させた。

文部省は、1965年12月28日、上記地位協定の中の教育関係事項の実施につき、次官通達を發した。その中で、同協定によって永住を許可された者に対しては、その希望する場合に、小中学校の就学及び上級学校進学について、日本国民と同等に取り扱う趣旨の措置を求めた。

他方で、朝鮮学校を否定する「朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて」と題する通知（文晋振210号）を發した。

- ② これら通知は、外国人たる在日朝鮮人について、基本的人権の一つである教育を受ける権利を享有することを認めざるを得なかったが、他方で民族教育を受ける固有の権利を否定するという重大な人権侵害を含む内容であった。

文普振210号通達は、市区町村が公立学校に設置していた、いわゆる朝鮮学校分校ないし朝鮮学級を廃止し、在日朝鮮人による新たな朝鮮学校の設立を、学校教育法第1条に定める「学校」（以下「一条校」という）として認めず、各種学校としても、これを認めないというものであった。

- ③ 政府による、このような不当な攻撃があったにも関わらず、朝鮮の言語・歴史・文化を自主的に承継しようとの立場から、朝鮮学校開設事業が、全国的に押し進められてきた。そして1968年には、朝鮮大学校が各種学校として認可され、同年新潟朝鮮初中級学校も各種学校として認可された。

2 朝鮮学校生徒の卒業及び修了資格に関する不利益

- ① 高校受験資格否定による著しい不利益

〈高校受験資格を認めない新潟〉

学校教育法第47条は、高校入学資格について「中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者・・・もしくはこれと同等以上の学力があると認められた者とする」と定めている。

朝鮮初中級学校には、学校教育法第1条の準用がなされるべきであり、同法第47条の解釈としても、教育内容の実情からも、中学校に準ずる学校として、あるいは、中学校と同等以上の学力保障をしている学校として、高校受験資格が認められるべきである。

しかしながら、新潟では、1私立高校が、受験資格をみとめているのみで、他の公私立は、一切受験資格を認めていない。そのため、公私立高校入学を希望する朝鮮人子女は、日本の中学校を卒業するか、中学校認定試験の受験を余儀なくされるなど著しい差別を受けている。

〈朝鮮初中級学校卒業生の高校受験資格の最近の実情〉

在日朝鮮人の運動や国際機関等の是正を求める勧告が相次ぐなか、全国的には、朝鮮学校卒業生の受験資格につき、一定の前進が認められる。

朝鮮初中級学校の卒業生について、高校受験資格を事実上認めているのは、東京都、兵庫県、大阪府（府の「受験資格検定」を受けているが、これまで100%受験資格があると認定されている）、長野県（制度的には受験資格を認めていないが、個々の受験希望者から申請がある場合、申請者全員の受験が認められている）など、高校受験資格を認めようとするのが最近の流れである。

〈中華学校卒業生の高校受験資格の実情〉

東京（台湾系）、横浜（台湾系と大陸系に2校）、神戸（双方が入学）には、中華学校の初等部（小学校相当）と中等部（中学校相当）が存在するが、いずれの中等部卒業生に対しても、公私立高校の受験資格が事実上認められている。

〈帰国子女とインターナショナルスクールについて〉

外国生活が長い帰国子女について、日本の言葉や教育方針について、日本の小中学校がなじめないため、インターナショナルスクールに入学している事例が多い。これら生徒に対しては、同校卒業後、日本の高校への入学受験が事実上認められている。

このように、中華学校、インターナショナルスクールについては、高校入学資格が認められており、朝鮮初中級学校についても、多くの都府県で高校入学資格が認められてきている。

このような情勢下、県下公私立高校が、新潟朝鮮初中級学校の卒業生に、高校受験資格を認めないのは、同校子女の教育を受ける権利を著しく侵害するものであり、同時に少数民族たる在日朝鮮子女に対する不当な差別である。全国的な新しい流れにそって、高校受験資格を認めるべきである。

② 大学進学上の不利益

朝鮮高級学校卒業生は、これまで大学受験資格を認められて来なかったが、最近では多くの大学で受験資格を認めるようになり、現在、公立大学34校（約68%）、私立大228校（約53%）で受験資格を認めている。しかしながら、国立大学95校中で受験を認めている大学はなく（京都大学では、2003年度から受験資格を認める方向で検討中）、県内でも国立・公立は皆無である。

学校教育法第56条1項は、大学入学（受験）資格を「高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程（これに相当する課程を含む）による12年の学校教育を修了したもの」としており、朝鮮初中級学校、高級学校は、いわゆる「通常の課程に相当する内容」であり、同法の解釈上も受験資格が認められるべきである。

また同条1項は、上記と同等以上の学力があると認められた者について入学（受験）資格を認めており、同法規則69条6号は「大学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもの」について入学資格を認めている。京都大学が受験資格を認めるのは、上記規則の解釈によるものであり、朝鮮高級学校卒業生について、大学入学資格検定によらずして、一律に受験資格を認めるものであり、当然のこととはいえ、一步前進である。

③ 社会生活上の不利益

〈中学卒業資格がないことによる各種資格試験受験上の不利益〉

日本の義務教育は中学卒業までであり、新制中学卒業年令者については、当然中学を卒業したものとして扱っている。したがって職業に関する各種資格試験については、学歴要件がない場合にも、義務教育を終えていない場合は、事実上の不利益となることは明らかである。

〈高校入学・卒業ができないこと、また朝鮮高級学校、朝鮮大学校を卒業しても、高校・大学の卒業資格を与えられないことによる不利益〉

職業就職に関する各種資格試験について、その受験資格に高校卒業以上の学歴を必要とするものは、医療・衛生・法律・経営・工業・土木・サービス等、殆どすべての分野に及んでいる。

日本人は、誰もが様々な資格をもって、社会の各分野で職をもち働く訳であるが、朝鮮学校の生徒たちは、中学卒業資格、高校卒業の資格を与えられず、したがって多くの資格試験を受験できず、社会生活上著しい不利益を受けており、職業選択の自由を奪われているのである。

また朝鮮大学校についても、大学卒業でないし大学の課程の履修者としての資格を認められないので、社会各分野の専門的職業を選択する権利を奪われている。

〈企業への就職制限〉

企業は、一般的には義務教育修了・高校卒業・大学卒業等を就職の要件としており、朝鮮初中級学校・朝鮮高級学校・朝鮮大学校卒業者は、日本における学歴を与えられず、したがって、一般の民間企業に就職することは極めて困難である。

このようにして、朝鮮学校の卒業生は、日本において社会生活をいとなむ上で極めて不公正で差別的な扱いをうけているのである。

- ④ 以上の通り、朝鮮初中級学校、高級学校の卒業生は、高校、大学の受験資格を認められず、朝鮮大学卒業生は、大学卒業資格を認められず、合理的な理由無く、著しい差別を強いられているものである。

またそのことによって、在日朝鮮人子女の民族教育を含めた普通教育を受ける権利と能力に応じて教育を受ける権利が著しく侵害されているものである。

そして教育における差別は、進学上の差別にとどまらず、資格取得や就職などの社会生活上の差別に直結しており、日本における在日朝鮮人に対する差別的な社会構造を基礎付けていると言わねばならない。

3 朝鮮初中級学校への振興助成に関する不利益

- ① 私立学校振興助成法においては、助成の対象を学校教育法第1条に定める私立学校としており（同法第2条）、朝鮮学校は、同法第8条（学校法人が行うその学生生徒の学費に関する貸与の援助）、第9条（都道府県が行う小中高校に対する補助の一部国庫負担）に定める私立学校助成資金の交付の対象とされていない。

同法では、第18条により、準学校として僅かに私立学校法の第64条4項の各種学校としての補助金の対象となっているにすぎない。

- ② ところで、専修学校、各種学校としての補助のみでは、朝鮮学校の運営は、著しく

困難であり、後述の通り、朝鮮学校の納付金は、日本の公立学校の納付金の、約14倍となっている。また教職員の初任給は、日本の公立学校の給与の約60%という状況であり、教職員が生活費を削って教務にあたっているのが実情である。

このような矛盾を少しでも解決すべく、全国各地の自治体では、各種補助金によって、朝鮮学校の経営と保護者の援助をしているが、新潟県は、専修学校の補助金に準じた扱いをしているに過ぎない。

- ③ 平成13年度の新潟県の私立中学校への経常費助成は、生徒一人当たり25万8270円余である。他方新潟朝鮮初中級学校への助成は、生徒一人当たり1万7500円であり、私立中学校と比較しても6.8%に過ぎない。
- ④ 在日朝鮮人子女は、国際条約及び憲法上の権利として、教育を受ける権利・自国語や自国の歴史文化など民族教育を受ける権利を保有しており、且つ小中学校教育は無償で、これを受ける権利を有しているものである。

重要なことは、在日朝鮮人の民族教育は、日本国政府の過去の植民地施策の結果として発生してきたという特殊な事情を考慮すべきことである。また、在日朝鮮人が、日本国民と同じく納税の義務を負っていることなども考慮されるべきである。

このように考えるとき、日本政府並びに地方自治体の朝鮮学校に対する財政援助は、単なる振興助成に止まらず、学校教育法第1条の学校に対するそれと同程度の内容が保障されるべきである。

この点で、専修学校に準ずる補助にとどまっている新潟県の補助施策は、早急に是正されるべきである。

(弁護士 足立定夫)

第三章 朝鮮学校の法的処遇の原則

第Ⅱ章で明らかにしたように、朝鮮学校は学校教育法83条の「各種学校」という法的地位に置かれていることにより、様々な不利益を被っている。そして新潟朝鮮初級・中級学校の生徒、その保護者および各教師を含む学校は、日本国憲法、教育基本法および日本国が批准した子どもの権利条約をはじめとする各種の国際人権条約によって保障された人権を侵害されている。本章では、朝鮮学校に関する現在の法的処遇が国内的・国際的な人権規範に違反していることを明らかにし、人権侵害により被害者が被っている精神的・経済的苦痛を救済するために踏まえなければならない法的な準則について述べることにする。

1. 外国人の人権享有に関する通説・判例

「日本国憲法の定める基本的人権は外国人にも保障されるか？」というテーマは、憲法学の重要な論点の一つである。そして、この論点について憲法学界の通説および裁判所の判例は、「権利性質説」の立場をとっている。例えば、いわゆるマクリーン事件に関する1978年の最高裁大法廷判決は、次のように判示している。「憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであ[る]」。なお、法の下での平等を定める憲法14条は、差別禁止事由として「人種」「信条」「性別」「社会的身分」および「門地」の5つを挙げており、「国籍」や「民族」は挙げていない。しかし、この列举規定は差別が禁止される事由を例示的に挙げたものと解されており、これら以外の事由に基づく差別も、不合理なものは禁止されると解されている。したがって、憲法の定める基本的人権を合理的な根拠なく外国人に認めないのは、憲法14条に違反することになる。

2. 在日外国人の教育を受ける権利

そこで、教育を受ける権利について検討してみると、この権利を定めた憲法26条1項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定している。これを受けて教育基本法3条1項(教育の機会均等)は、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」としている。このように、文言上は「国民」の権利となっているが、果たしてこの権利は日本国民にしか保障されないものなのであろうか。

教育という営みは、もともと家庭における親から子への知識の伝達を原型とする私的な営みであった。現在、主として学校教育というかたちで組織的に行われている公教育は、そのような私的な営みが社会的に組織化されたものとみることができる。ここでは《私》を社会的に編成・組織化したもの、あるいは《私》を束ねたものが《公》であるという関係がある。しばしば、「公教育は国家によって主宰される国民形成のための教育なのであるから、国民のみがその対象である」という捉え方がなされるが、国家が仕切るから公教育なのではなく、教育の営みが《私》を束ねたものとして、それ自体として《公》の性質を

有しているからこそ公教育と呼ばれるのだ、と考えるべきである。だからこそ、公教育は在日外国人も負担する租税＝公費により運営され、在日外国人をその「住民」に含む地方公共団体が学校を設置するなどの責務を担っているのである。したがって、それぞれの地域社会に定住し、その住民として地域社会を構成している在日外国人（＝定住外国人）は、日本国民たる当該地域住民と同等に教育を受ける権利を保障されるべきであると考えられる。

ちなみに、教育を受ける権利について規定する国際的な人権文書（世界人権宣言26条、国際人権A規約13条、子どもの権利条約28条、人種差別撤廃条約3条（e）項など）において、教育を受ける権利の主体が「国民」ではなく「すべての者」となっているが、このことも定住外国人にこの権利を認めるうえでの有力な根拠となる。

3. 無償の義務教育

日本国憲法26条2項は、1項の教育を受ける権利の保障を受け、この権利の最低限の保障として無償の義務教育を定めている。また教育基本法4条は、国公立学校における義務教育については授業料を徴収しない旨を定めている。このように、少なくとも初等教育についてはこれを義務教育とし、すべての子どもに無償で保障することが憲法上要請されている。これは今日の国際的な人権保障の水準にも合致するものである。例えば、世界人権宣言26条1項は「教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない」とし、また国際人権A規約13条2項（a）も「初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする」とを締約国に義務づけている（子どもの権利条約28条1項（a）も同趣旨）。

日本の場合、初等教育（小学校教育）と前期中等教育（中学校教育）が無償の義務教育となっている。朝鮮初級・中級学校はちょうどこの段階に対応するから、そこでの教育も無償でなされることが憲法、教育基本法、国際人権A規約、子どもの権利条約によって要請されている。したがって、これが実現されていない現状は憲法違反・条約違反ということになる。

2001年3月20日に出された人種差別撤廃条約委員会の「最終見解」は、この点につき「日本に居住する外国籍の子どもに関して、小中学校が義務教育となっていないことに注目する」とし、「(条約) 第5条（e）が定める諸関連の権利（教育及び訓練についての権利）を、人種や皮膚の色または民族的（national or ethnic）出身による区別なく保障することを確保するよう勧告する」としている。

4. 中等教育・高等教育を受ける機会

国際人権A規約13条2項（b）は、「種々の形態の中等教育（...）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする」と定め、同項（c）は、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」としている。子どもの権利条約28

条1項 (b) (c) も、ほぼ同様の規定となっている。

これらの規定から読みとれることは、まず中等教育については、無償措置の漸進的な導入などにより、「すべての者」に対してこれを受ける機会が与えられねばならないということである。その点で、現在、朝鮮中級学校の卒業生に日本の公立高校（後期中等教育）の受験資格が認められず、また高級学校の在校生が日本の公立高校に転入できない状況は、無償教育どころか、中等教育の入り口の段階でその機会を奪うものであり、明らかに条約違反である。

公立高校の受験資格については、学校教育法施行規則47条5号が「高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」に高校入学資格を与えることができると定めている。また県立高校の場合、その認定は県教育委員会の裁量に委ねられているものと解される。このように法的には何ら障害がないにもかかわらず、受験資格について前進がみられないのは、憲法・教育基本法が定める教育の機会均等の原則に反する。

次に高等教育（大学教育）については、これも無償措置の漸進的な導入などにより「すべての者」にこれを受ける均等な機会が保障されねばならず、その際、入学試験などによる能力の検証以外の選別があってはならないということが定められている。この点でも、朝鮮高級学校の卒業生に日本の大学への受験資格が認められていない現状は、能力の検証以前に高等教育への門戸を閉ざすものであり、同じく条約違反となる。1998年6月5日の国連・子どもの権利条約委員会の「最終見解」が、「朝鮮出身の児童の高等教育施設への不平等なアクセス（＝機会の保障）」につき「懸念」を表明しているのも当然のことといえよう。

なお、大学受験資格についても、高等学校の場合と同じように、各「大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」に受験資格が認められることになっている（学校教育法施行規則69条6号）。最近、文部科学省は、外国人学校の卒業生について、この規定の適用により各大学が受験資格を認定することを認める方針を打ち出したと報じられている（毎日新聞2002年7月2日付）。また、京都大学は、この規定に基づいて朝鮮学校やインターナショナル・スクールなど外国人学校の卒業生に入試の受験資格を認める方向で検討を開始した（朝日新聞2002年9月14日付）。これらの動向からも、朝鮮高級学校卒業生に大学受験資格を認めることには、何らの障害もないといえる。

5. 少数民族の民族教育の権利

世界人権宣言26条3項は、「親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する」と定めている。この親の教育選択権のなかには、親が自らの民族の言語や文化を子どもに伝達する権利も含まれるものと解される。同宣言を条約化し、法的効力を付与した国際人権規約B規約27条は、このことを次のように定めている。「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」同様の規定は、子どもの権利条約30条にもあるが、同条約は29条1項で次のようにも定めている。「締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。… (c)

児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。」

これらから明らかなように、ある国に定住する少数民族が、自らのルーツである出身国や出身民族の文化的アイデンティティ、言語、価値観を教育を通して保持していくことが、国際人権法のレベルで認められている。したがって、このことが朝鮮学校における民族教育については保障されていない現状は、条約違反ということになる。

なお、ここで「民族教育」というとき、それは「国籍保持者」という意味での「国民」という単位で行われる教育ではなく、あくまでも歴史的・文化的に形成された「民族」のアイデンティティを保持するための教育であると理解すべきである。その意味で、朝鮮学校における教育こそ、真の「民族教育」であるといえる。それというのも、現在、朝鮮学校には「朝鮮籍」のみならず「韓国籍」の子どもも在籍しており、ともに「朝鮮民族」としての教育を受けているという事実があるからである。朝鮮民族は、もともと単一であったものが人為的に南北2つの「国家」に分断されたという経緯をもつ特異な存在である。そして、民族の統一は、南・北を問わず、すべての朝鮮民族が共通に抱く願望である。したがって、日本において展開されている朝鮮学校の「民族教育」は、民族統一という歴史的な課題をも担う、きわめて積極的かつ有意義な営みであることを、私たちは理解すべきである。そのような「民族教育」を尊重することは、朝鮮民族の受難の歴史に少なからぬ責任を負っている日本国政府にとっての義務であるともいえる。

ところで、子どもの権利条約29条2項には、「この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、第1項に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする」という規定がある。これは、私立学校設立の自由を定めるものだが、在日外国人が民族学校を設立する自由もそこには含まれているものと解される。そこでこの条文の但し書きの部分はどう解するかが問題となる。というのも、日本政府が朝鮮学校にいわゆる「一条校」に準ずる法的地位を認めない理由の一つに、そこでの教育が学習指導要領などに定められたわが国の公教育の基準を満たしていないことを挙げているからである。

これについては、次のように考えるべきであろう。第一に、教育内容が学習指導要領や検定教科書によって拘束されている日本の公教育のありかた自体に問題があるということである。教育基本法10条が「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と定め、教育の自主性を保障したのは、戦前教育への反省から、国家が教育内容に過度に介入してはならないという趣旨を語っているものである。したがって、国が教育内容を過度に統制しているわが国の状況は、憲法や教育基本法に違反しているといえる。いわゆる学力テスト事件に関する1976年の最高裁大法廷判決も、次のように判示して教育内容への過度の国家介入を戒めている。「もとより、政党政治の下で多数決原理によってされる国政上の意思決定は、さまざまな政治的要因によって左右されるものであるから、本来人間の内面的価値に関する文化的な営みとして、党派的政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請される...。」

第二に、先の但し書きにいう「最低限度の基準」とは、教育科目などカリキュラムや学校施設・設備に関するごく大綱的な基準を指しているものと解される。とすれば、第IV章において述べられているように、これらの基準を満たしている朝鮮学校の場合は何ら問題はないということが確認される。

第三に、この但し書き自体が「第1項に定める原則が遵守されること」を学校設立の条件としてあげているが、その第1項では、先にみたように民族性を保持する教育が保障されている。したがって、朝鮮学校の教育を、その民族性を理由に「条件」に合わないとするのは、条約の解釈としては矛盾しているといえる。

ちなみに、国連の社会権規約委員会が2001年8月31日に公表した「最終見解」は、このことに関連して次のように述べている。

「〈主要な懸念事項〉 32. 委員会は、マイノリティの子どもにとって、自己の言語による教育および自己の文化に関する教育を公立学校で享受する可能性がきわめて限られていることに懸念を表明する。委員会はまた、朝鮮学校のようなマイノリティの学校が、たとえ国の教育カリキュラムを遵守している場合でも正式に認可されておらず、したがって中央政府の補助金を受けることも大学入学試験の受験資格を与えることもできないことについても、懸念するものである。」

「〈提案および勧告〉 60. 委員会は、言語的マイノリティに属する生徒が相当数就学している公立学校の正規のカリキュラムに母語（母国語）による教育を導入するよう強く勧告する。委員会はさらに、締約国が、マイノリティの学校およびとくに朝鮮学校が国の教育カリキュラムにしたがっている状況においては当該学校を正式に認可し、それによって当該学校が補助金その他の財政援助を得られるようにすること、および、当該学校の卒業資格を大学入学試験の受験資格として承認することを勧告するものである。」

6. 小 括

以上、検討したとおり、朝鮮学校に関する現在の法的処遇は、世界人権宣言26条の精神に反し、また日本国憲法26条、教育基本法3・4・10条、国際人権A規約13条、同B規約27条、子どもの権利条約28・29・30条そして人種差別撤廃条約5条などの各条項に違反している。さらに、日本政府が国連の各人権規約委員会の懸念や勧告を無視している現状は、国際社会に対する政治的・道義的な責任を回避するものとして許されない。県立高校の受験資格など、地方公共団体レベルで解決が可能な問題について前進がみられないという点では、自治体当局の責任も問われている。新潟県もその例外ではない。

ここに生じている深刻な人権侵害状況を早急に打開するため、政府はもちろんのこと、新潟県においても、憲法・教育基本法・国際人権諸条約に基づいて、朝鮮学校に関する法的処遇を改善することが緊急に求められている。

(成嶋 隆)

第IV章 朝鮮学校の現状

1. 受験資格

(1) 高等学校の受験資格

朝鮮学校創立から現在に至るまで、朝鮮学校と日本の小中学校の間では、同学年での編入も比較的スムーズに進められてきただけでなく、学校生活や学力問題等に関し指摘されたり疑問視された事は一度も無かった。これらのことは、朝鮮学校での教育内容が日本の学校とあまり変わらないとの認識が定着しつつあるあかしではないだろうか。

朝鮮学校では民族固有の文化を扱う民族科目の他に、日本の六、三、三制と同じようなカリキュラムによる普通教育を行い一般の私立学校とあまり変わりなく、日本の高校入試や各種検定の実績が一条校と同水準であることも実証されている。(資料10参照)

しかし、新潟県においていまだ受験資格問題が大きな壁となっているのは事実である。

私立の一部高校では校長の判断により受験資格は認めているが、ほとんどの高校では受験資格は認められていない。

数年前までは新潟朝鮮学校から日本高校希望者の場合、中級学校から途中転校、もしくは卒業後もう一年日本の中学校に通い受験資格を得ることになったのである。

否応無しに学校を去って行かなければならない子供達、それを見送る子供達の精神的苦痛を見守ってきた教師、父母にとって大変な屈辱であり、経済的な負担も大きい。

数年前から朝鮮学校に対し高校受験の為の「中学校認定試験」が認められ合格すると日本の高校受験が可能になった。

この認定試験の主旨は病気などやむを得ない事由により保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予、又は免除を受ける事が出来る事由に相当する事由があると文部大臣が認めた者、日本国籍を有しない者で年度末までに満15歳以上になるものと書かれている。又、試験期日は11月であり、合格証書は12月末送付である。

受験に必要な物として、認定試験願書、履歴書、外国人登録済証明書だけで、朝鮮学校に関する書類などは必要なしとされているし、学校名も記載は無である。

すなわち、朝鮮学校を学校と認めず無学の生徒としての扱いである。又、中学校認定試験受験者の日本学校対象者はこの数年一人もなく、希望者は朝鮮学校生徒だけである。

他県では、朝鮮学校生徒は中学認定試験を受ける子は多くないという。

現状は、東京都立高校をはじめ多くの県で資格を認めているにもかかわらず新潟県の場合この問題を棚上げし続け、積極的に取り組む姿勢がないと言っても過言ではない。

(2) 大学への受験資格

平成14年9月13日付の「朝日新聞」によると、国立大学で初めて京都大学が朝鮮学校卒業生に受験資格を認める方向で、検討を始めたとの記事が一面に載った。

京都大学ではその理由として、「高校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」という項目があり、朝鮮学校の授業や教科書などを参考に協議した上で、来春にも実施するとのことである。

今まで朝鮮学校卒業生に、公立では34校、私立228校と全体の約半数の大学が受験資格を認めているが、国立大学は全く認めていない。

また、平成11年から朝鮮学校卒業生に大検を受ける資格が認められる事になったが、根本的な問題解決には至っていない。

2. 教育補助

在日同胞が納税義務を負っていることから、日本政府は民族教育に財政的支援を行うのは当然である。

日本の憲法は「国民」という言葉で始まる「納税義務規定」を、所得税法の第5条などの「居住者」という言葉を用いて外国人も納税義務を負うことにしている。在日朝鮮人の場合、納税という義務では「国民」扱いにし、社会保障などの権利では「外国人」といった差別的処遇は枚挙にいとまがない。

現在朝鮮学校が「各種学校」であるということから、学校運営に対する公的助成が少額のため朝鮮学校の父母は大変な経済的負担を強いられている。

学校納付金は、1人当り初級部で1ヶ月27,000円、中級部で34,500円を保護者が負担し、なおかつ「学校を愛する会費」を支払うことになる。(資料11参照)

それでも学校の年間予算の半分にもいならず、不足分は父母、同胞達の賛助金でまかなわれ、その金額は3千万円にもなる。

日本の小中学校の場合、1人当り小学校で816,000円、中学校で868,000円が公的に負担され、私立学校についても新潟県は経常費の1/2助成の制度を確立しているにもかかわらず、朝鮮学校に対する助成は1人当り年間35,000円程度である。

そればかりか、学校施設に対してもまったくの補助がない状況である。

同じ納税者でありながら、日本学校に通えば教育費が無償で朝鮮学校に通うと教育費の還元がないばかりか、朝鮮学校への寄付金も課税控除対象として認められていない。多くの地方自治体の朝鮮学校への助成金が少額であること理由は、「朝鮮学校は各種学校である。」との政府の指示により「私学振興助成法」による一条校並みの補助が難しいからと言う。

たしかに、要請のたびに「他の専修学校や各種学校との均衡」ということで朝鮮学校への補助金に非常に苦慮していることがわかるが、「教育の機会均等と総ての人が平等であるとの立場で、独自の判断と朝鮮学校の歴史的経過や地域にはたす役割の大きさ」などを考えた場合、もっと積極的に取り組む必要があると思われる。他県での積極的な対応に比べ、新潟ではあまりにも自治体の動きや対応が消極的である。(資料12参照)

今日、朝鮮学校の運営はとても厳しく、父母や同胞の負担は大変大きい。教育費の負担の大きさに生徒数も減少し、教員の給料も大幅に削減されているのが現状である。

35年目の新潟での民族教育は、多くの日本の教育現場で朝鮮学校とのスポーツや文化の交流を通して、お互いに尊重しあう豊かな関係を根づかせ、多くの人々から支持を受け発展して今日に至っているのである。

日本の関係当局が一日も早く朝鮮学校を一条校に準じて処遇するように切に望むものである。

3. 朝鮮学校の現状と新しい動向

新潟朝鮮初中級学校は、新潟において唯一の民族学校として、国籍、思想、信条、団体所属の違いを問わず、県内全ての同胞子弟を対象に民主々義的民族教育を実施してきた。

1968年の創立以来、新潟朝鮮初中級学校で学んだ350名を超える卒業生達は、新潟県内はもとより、全国各地で在日同胞の地位向上と、日本の方々との友好親善、地域社会発展のために大きく貢献している。

しかしながら、ここ数年、日本の少子化現象が同胞社会にも及び、新潟朝鮮初中級学校においても生徒数が次第に減少し始めている。

生徒数が減少し始めた要因は、このほかにもいくつかある。

朝鮮学校イコール「朝鮮総連の学校」という印象をぬぐいきれず、韓国系、中立系の同胞のなかに子弟を朝鮮学校に送ることを躊躇する傾向が増えていることも要因のひとつにあげられる。

しかし、私たちは経済事情の悪化と朝鮮学校に対する助成差別が一向に是正されない状況のもと、朝鮮学校父母の過度の学費負担が生徒数減少の最大の要因と考える。

新潟市内に在住する父母も含め、子弟を寄宿舎に入れなくてはならない県内各地域に在住する父母の学費負担は限界に達している。

学費問題を理由に、心ならずも子弟を日本学校に通わせている同胞たちが多数いることは周知の事実である。

私たちは、同胞子弟たちに民族教育を受けさせることこそが、彼らに民族の尊厳をもって生き抜く力をあたえるものと確信している。

私たちは、このような見地から、このたび韓国系、中立系の同胞も抵抗無く子弟を通わせることが出来るよう、民族性教育を重視する方向で教育環境と教育内容を大きく改善することにした。

現在、2003年度から実施すべく、初級部から高級部に至るすべての学年のカリキュラムと教科書を改編している過程にある。

私たちは、このような改善措置を講じることによって、朝鮮学校に朝鮮系の同胞子弟はもちろん韓国系、中立系の同胞子弟たちを受け入れられると確信している。

すなわち、生徒数の減少要因のひとつを解消することが出来るようになる。

私たちの、このような取り組みに対し、韓国領事や民団幹部をはじめとする広範な同胞たちが評価賛同している。

私たちは、各界各層の同胞たちと手を取り合って、民族教育を発展させ、より多くの同胞子弟たちを、仲睦ましく活気ある同胞社会を築く、未来の担い手として立派に育成していく所存である。

今後、新潟朝鮮初中級学校を発展させるにあたって、解決しなくてはならない最重要課題は父母の学費負担を軽減し、同胞たちが心ならずも子弟を日本学校に通わせる事のないようにすることである。

不景気のなか、今までのように、日本の公立学校の5%、私立学校の20%にも満たない助成金と、生徒達の月謝、同胞達の寄付金だけで学校を運営することは出来ない。

この問題を解決できる唯一の方法は朝鮮学校ならびに父母が被っているあらゆる差別を

撤廃すること、とりわけ、朝鮮学校への助成金給付差別をなくすことである。

私たちは、すべての国において、在住外国人の尊厳と固有の民族性を重んじ、在住外国人子弟たちへの民族教育を保障しなくてはならないという、国際規約にのっとり、新潟県並びに新潟市が新潟朝鮮初中級学校への助成金増額措置を取ることを強く求めるものである。

(李 辰和)

第V章 関係者の声

はじめに

日本の植民地政策下において、徹底的に民族を否定され言葉を奪われ、名前すら奪われて創氏改名を強要され、また強制連行されて日本という異国の地で、ありとあらゆる辛酸をなめた朝鮮人のみなさんが、戦後、民族を取り戻し人間の誇りを回復するために、教育にその光と希望を託して民族教育をスタートさせた。その一つが在日朝鮮人子女の教育機関である、新潟朝鮮初中級学校である。

1. 教育の目的

在日朝鮮人の民族教育の場である朝鮮学校は、新潟を含めた29都道府県に140余校が設けられ、日本学校と同じ六・三・三・四制のもと、同等のカリキュラムで教育がなされている。在日のみなさんは、日本社会の構成員であると同時に、朝鮮人という社会集団の一員として、民族の誇りをもって生きていかなければならず、自分が何者であるかを明らかにすることは人間としての誇りを持つことになる。そのためには母国語（朝鮮語）をはじめ朝鮮の歴史と地理・民族の文化と伝統などの民族科目を学ぶことは必然であり、当然の権利として保障されなければならない。いま、そこで学んだ二世三世のみなさんは、日本社会のなかで私たちと同じく納税義務を果たしながら、各地域で活躍され本県の発展にも貢献してきた。

朝鮮人としてのアイデンティティーを持ち、日本国民との友好親善に寄与する人間として育てたいとして教育がなされているその朝鮮学校が、各種学校として扱われているがために、日本学校で学ぶ子どもたちとの比較において、また保護者においても行政的・経済的に大変な差別状態のなかにおかれている。

2. 朝鮮学校を取りまく環境（差別）

朝鮮学校の教育内容は民族科目の他、日本学校と同等のカリキュラムを組み、学制も六・三・三・四制と日本学校と同じである。にもかかわらず各種学校扱いで、国による公的助成がなく、従って自治体からの助成も大変少なく父母には大変な経済的負担となり、現在はその限界を越えたといわれている。また、企業からの寄付行為も朝鮮学校であるがゆえに税の控除対象とならない厳しい環境にある。

朝鮮学校を卒業する生徒には、一部の私立学校を除くすべての公・私立高校への受験資格がなく、社会的な各種資格試験も受けられず、民間企業の入社試験すら受けられない二重三重の差別をうけている。これは、差別と同時に最も基本的な人権侵害といわなければならない。朝鮮学校は、日本学校と同じそれぞれのアイデンティティーを持つことのできる人間教育をめざした総合教育の場であり、その基本的権利を日本政府は奪っているといわなければならない。

日本政府・自治体の教育担当部局の皆さんは、教育の権利は保障しているという。それ

は、日本人子女のための日本人教育のためにある日本学校への就学のことであり、民族教育を否定した同化的対応にはかならない。それでも、経済的負担・差別に耐えきれず約9万余の在日朝鮮人子女は日本学校で学んでいるが、社会・学校内での差別・偏見、蔑視があるがゆえに90%の子どもは日本名を名のり、日本人のふりをし民族を隠している。そのようなもとで、自分が朝鮮人であることへの嫌悪感を助長し屈折していく。そして社会に出たとき、「あなたは日本人でない」といわれ就職差別に逢う。民族の言葉・文化・歴史を知らない朝鮮人となり、人間としてのアイデンティティーを失った人間にされた状況で社会に投げ出されるのだ。

私たちはこの現実を知るとき、朝鮮学校がおかれた状況はすべて日本政府がなしている施策であり、法律による基本的人権無視であり、差別化であることを自覚したとき、これは在日朝鮮人の問題というより、日本人自らが解決しなければならない課題であることを認識せざるを得なかった。

3. 「県民の会」の発足と取り組み

1994年4月、新潟朝鮮学校父母の会が一条校に準じた「処遇改善運動」を起こしたことに触発されこの運動を支援すると同時に県民自らの課題と位置づけ、「朝鮮学校を支援する新潟県民の会」を発足させた。県民の会の構成は、運動の趣旨に賛同する団体・個人（市民）とした。

最初の取り組みは、県議会と新潟市議会にむけた処遇改善（一条校に準じた）をめざした請願署名行動であった。4月末から5月一杯の取り組みで65,000余名の集約ができ、両議会への請願をした。そしてより多くの県民から朝鮮学校設立の背景と目的、おかれた実情をより多く知ってもらう必要から議会では口頭陳述を行ってきた。

県議会への請願をトップに、県内各自治体の議会を対象に請願を行い、現在までに29地方議会が「処遇改善」の請願を採択し、国の関係省庁に送付している。

朝鮮学校の教育条件の改善、そのための助成金の上積み（当面私立学校並み）についての具体化は、朝鮮学校が総合教育の場で各種学校とは違うことは認めながらも、65年12月に出された文部事務次官通達にはばまれ、前進しなかった。しかし、他県自治体では名目を工夫し助成金は大きくなっている。

「処遇改善」のとりくみと併せ、朝鮮初中級学校卒業生が県立高校、私立高校への受験が制度として保障されるよう各関係機関に申し入れ交渉を重ねてきたが、ここでも民族教育を否定した事務次官通達を前提とした教育指導を行う県教育委員会の意向が壁となり、前進することはなかった。

日本は現在、海外に91の日本学校を持つといわれている。そこでは日本の教科書で、日本人としてのアイデンティティーを持つための民族教育がなされているのだ。日本学校がおかれている各国からは、私立学校並の援助や保護を受けながら日本人としての教育がなされており、それが保障されている。

4. 国際条約に保障された人権と民族教育

日本政府は、国内法に優先するといわれる国際条約、それも基本的人権を保障するとした条約の数々を批准してきている。

79年には国際人権A規約・B規約の批准、94年には子どもの権利条約の批准、95年には人種差別撤廃条約の批准がなされている。これら条約にはすべて基本的人権としての民族教育の保障がうたわれており、義務教育年令者の教育費の無償が明確に謳われている。さらには、これらにもとづく国連各機関による日本政府への改善勧告が2回にわたってなされている。

在日コリアンに対する民族差別、朝鮮学校が承認されないこと、生徒に対する差別の事例についての解消にむけた勧告について、政府は2002年10月までに報告書を出さなければならない。現状では3回目の勧告すら想定ができそうである。

日本の今の現状は、自己の文化を継承しようとする子どもたちが数々の不利益を受けることを黙殺している。98年に出された日本弁護士連合会の政府への勧告書は、各級朝鮮学校は、日本学校と同等の教育をしていると指摘している。そして、在日外国人の民族教育を人間の尊厳にかかわる問題として、誰でも自分の文化を維持継承することは、人間の尊厳に不可欠の要件であって何人も侵してはならない神聖不可侵の権利だと断言している。そして各種公的資格の認定と私学助成金の支給を勧告した。特に私学助成は、初中級学校には日本の公立小中学校と同等の助成をし、朝鮮高級学校には私立高等学校と同等以上の助成をするよう勧告した。

教育は人権のなかの人権である。朝鮮学校が所在する新潟市・県はもっと大きく問題をとらえ悔いのない対応をするよう、県弁護士会は勧告すべきだ。

国際化をいわれて久しい。在日朝鮮人および子女の問題を置き去りにして、真の国際化はない。その点からも、一日も早い対応が求められている。

(古泉 正栄)

資料1

在日朝鮮人人口動態

年 度	在日朝鮮人	増加人口(前年比)	在朝日本人
年	人	人	人
1909	790		126,168
……			
1915	3,989	—	
1916	5,638	1,649	
1917	14,501	8,863	
1918	22,262	7,761	336,872
1919	28,272	6,010	
1920	30,175	1,903	
1921	35,876	5,693	
1922	59,865	23,989	
1923	80,617	20,752	
1924	120,238	39,621	
1925	133,710	13,472	
1926	148,503	14,793	442,326
1927	175,911	27,408	
1928	243,328	67,417	
1929	276,031	32,703	
1930	298,091	22,060	501,867
1931	318,212	20,121	
1932	390,543	72,331	
1933	466,217	75,674	
1934	537,576	71,359	561,384
1935	625,678	88,102	
1936	690,501	64,823	
1937	735,689	45,188	
1938	799,865	64,176	
1939	961,591	161,726	650,104
1940	1,190,444	228,853	
1941	1,469,230	278,786	
1942	1,625,054	155,824	752,823
1943	1,882,456	257,402	
1944	1,936,843	54,387	
1945	2,100,000 (5月推定)		

(資料) 1909年統計は『日本帝国年鑑』。1915年～1944年統計内務省警保局統計。在韓日本人は、朝鮮総督府『朝鮮事情』昭和十七年版(軍隊除外)

資料2

- ① 創氏しない者の子弟にたいしては各級学校への入学、進学を拒否する。
 - ② 創氏しない児童に対して日本人教師は理由もなく叱責、殴打し児童から創氏を父母に哀訴させる。
 - ③ 創氏しない者は公私を問わず、総督府関係の機関にいつさい採用しない。また現職者も漸次罷免措置をとる。
 - ④ 創氏しない者にたいしては、行政機関でおこなう全ての事務の取扱いをしない。
 - ⑤ 創氏しない者は非国民または不逞鮮人と断定して警察手帳に記入し、査察・尾行などを徹底的にするとともに、労務徴用の対象で一番にしたり、食料などの物資の配給対象から除外する。
 - ⑥ 創氏しない者の荷物は鉄道局や運送店で取扱わない。
 - ⑦ 学校では教師に、面では洞長・里長らに創氏の責任を負わせ、その成績によって指導・行政能力を評価し、出世昇進に影響を与えた。
- (『日本帝国主義の朝鮮支配』下巻、朴慶植より引用)

資料3

強制連行された朝鮮人労働者数

年次	合計	炭坑	金属山	土建業	工場を含む諸産業
1939	39,700	24,279	5,042	3,379	……
1940	54,944	35,431	8,069	9,898	1,546
1941	53,492	32,099	8,988	9,540	2,865
1942	112,007	74,576	9,483	14,848	13,100
1943	122,237	65,208	13,660	28,280	15,089
1944	280,304	85,953	30,507	33,382	130,462
1945*	6,000	1,000	……	2,000	3,000
1939 ～45	667,684	318,546	75,749	107,327	116,062

(注) *印は1945年4月より6月迄推計
(出所) 厚生省労務局

資料4

在日韓国・朝鮮人登録人員数

年代	外国人総数	韓国・朝鮮人	%
1950	598,696	544,903	91.0
1955	641,482	577,682	90.0
1960	650,566	581,257	89.3
1965	665,989	583,537	87.6
1970	708,458	614,202	86.7
1975	751,842	647,156	86.1
1980	782,910	664,536	84.9
1985	850,612	683,313	80.3

(出所) 法務省入国管理局『出入国管理』(昭和61年度版, 資料編第5表より作成)

資料 5

外国人学校法案(1967～1972年)

第1条【目的】

この法律は、外国人学校の制度を設けることにより、わが国に居住する外国人に対する組織的な教育活動が国際的な友好関係の増進に寄与するとともに、その自主的な教育がわが国の利益と調和を保ちつつ発展することができるようにすることを目的とする。

第2条【外国人学校】

もっぱら外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）を対象として次の各号に該当する組織的教育を行う施設は、外国人学校とする。

- 一 修業年限が1年以上であること。
- 二 授業時数が政令で定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時40人以上であること。

第3条【外国人学校の教育】

- ①外国人学校においては、広く国際的な友好関係の増進に寄与することを旨として、その自主的な教育が行われるものとする。
- ②外国人学校においては、わが国若しくはわが国民に対する誤った判断を植えつけて相互不信の念を起こさせ、わが国と外国との間における理解及び友好関係を著しく阻害し、又はわが国の憲法上の機関が決定した施策若しくはその実施をことさらに非難する教育その他わが国の利益を害すると認められる教育を行ってはならない。

第6条【設置等の認可】

- ①外国人学校の設置、廃止、設置者の変更及び目的の変更は、政令で定めるところにより、文部大臣の認可を受けなければならない。

第8条【是正命令】

文部大臣は、外国人学校についてこの法律又はこの法律に基づく命令の違反があったときは、当該外国人学校の設置者に対して、違反の是正のために必要な措置を構すべきことを命ずることができる。

第9条【閉鎖命令】

- ①文部大臣は、外国人学校の設置者が前条の規定に基づく命令に違反した場合その他外国人学校について重大な法令の違反があった場合において、第1条に定める目的の達成を著しく阻害するためやむを得ない必要があると認められるときは、その設置者に対して、当該外国人学校の閉鎖を命ずることができる。
- ②文部大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該外国人学校の設置者に対して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
- ③文部大臣は、第1項の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもって当該外国人学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

第10条【報告及び検査】

- ①文部大臣は、第1条に定める目的を達成するために必要があるときは、その必要な限度において、外国人学校に対して報告をさせ、又は前2条の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、当該職員に、外国人学校に立ち入り、その運営の状況若しくはその帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

第11条【教育の中止命令】

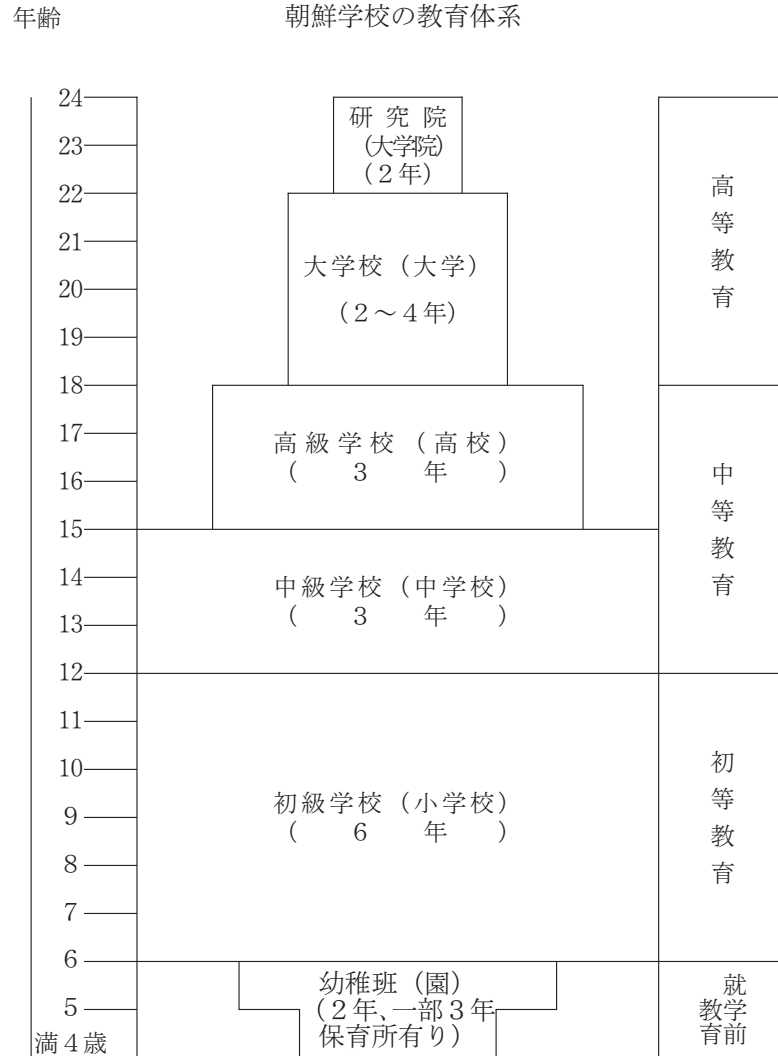
- ①文部大臣は、外国人学校の施設が第2条の教育を行うものと認める場合には、当該施設の設置者に対して、一定の期間内に外国人学校の設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。ただし、その期間は、1月を下ることができない。
- ②文部大臣は、前項の施設の設置者が同項の規定による勧告に従わず引き続き第2条の教育を行っていると、又は外国人学校の設置の認可を申請したがその認可が得られなかった場合において引き続き同条の教育を行っているときは、当該設置者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。

第13条【罰則】

第9条第1項又は第11条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役若しくは禁錮又は1万円以下の罰金に処する。

資料 6

朝鮮学校の教育体系



(「在日朝鮮人の民族教育の権利—21世紀に向けて朝・日友好の国際化の中で」
 [在日朝鮮人教育会編 1996年1月]による)

課程案（初級学校）

学年		1	2	3	4	5	6
授業週数		34	35	35	35	35	35
1	社会			1	2	2	2
2	国語	10	9	8	8	7	7
3	朝鮮歴史						2
4	朝鮮地理					2	
5	算数	4	5	5	6	5	5
6	理科			3	3	3	3
7	日本語	4	5	5	5	5	5
8	保健体育	2	2	2	2	2	2
9	音楽	2	2	2	2	2	2
10	図画工作	2	2	2	2	2	2
科目数		6	6	8	8	9	9
週当授業時間		24	25	28	30	30	30

課程案（中級学校）

学年		1	2	3
授業週数		35	35	35
1	社会	2	2	4
2	国語	5	5	5
3	作文	1	1	1
4	朝鮮歴史		2	
5	朝鮮地理	2		
6	数学	4	4	5
7	理科	4	4	4
8	日本語	5	4	4
9	英語	4	5	5
10	保健体育	2	2	2
11	音楽	1	1	1
12	美術	1	1	1
13	家庭	1		
14	情報基礎		1	
科目数		12	12	10
週当授業時間		32	32	32

課程案（高級学校）

学年		1	2		3			
授業週数		35	35	35	1, 2		3学期	
			文	理	文	理	文	理
1	社会	4	4	4	5	5	3	3
2	国語	5	5	5	5	4	4	3
3	文法	2						
4	朝鮮歴史				3	2	2	2
5	世界歴史		3	2				
6	世界地理	2						
7	数学	4	3	6	3	6	3	5
8	理科	3	2		2		2	
9	物理			3		3		2
10	化学			2		2		
11	生物			2		2		2
12	日本語	4	4	3	4	3	4	2
13	英語	5	5	4	4	4	3	2
14	保健体育	2	2	2	2	2	1	1
15	音楽	1						
16	情報処理	1	1					
17	選択科目		4		5		2	
科目数		11	9	10	8	10	8	10
週当授業時間数		33	33	33	33	33	24	24

資料 8

朝鮮学校と日本学校の初中級部

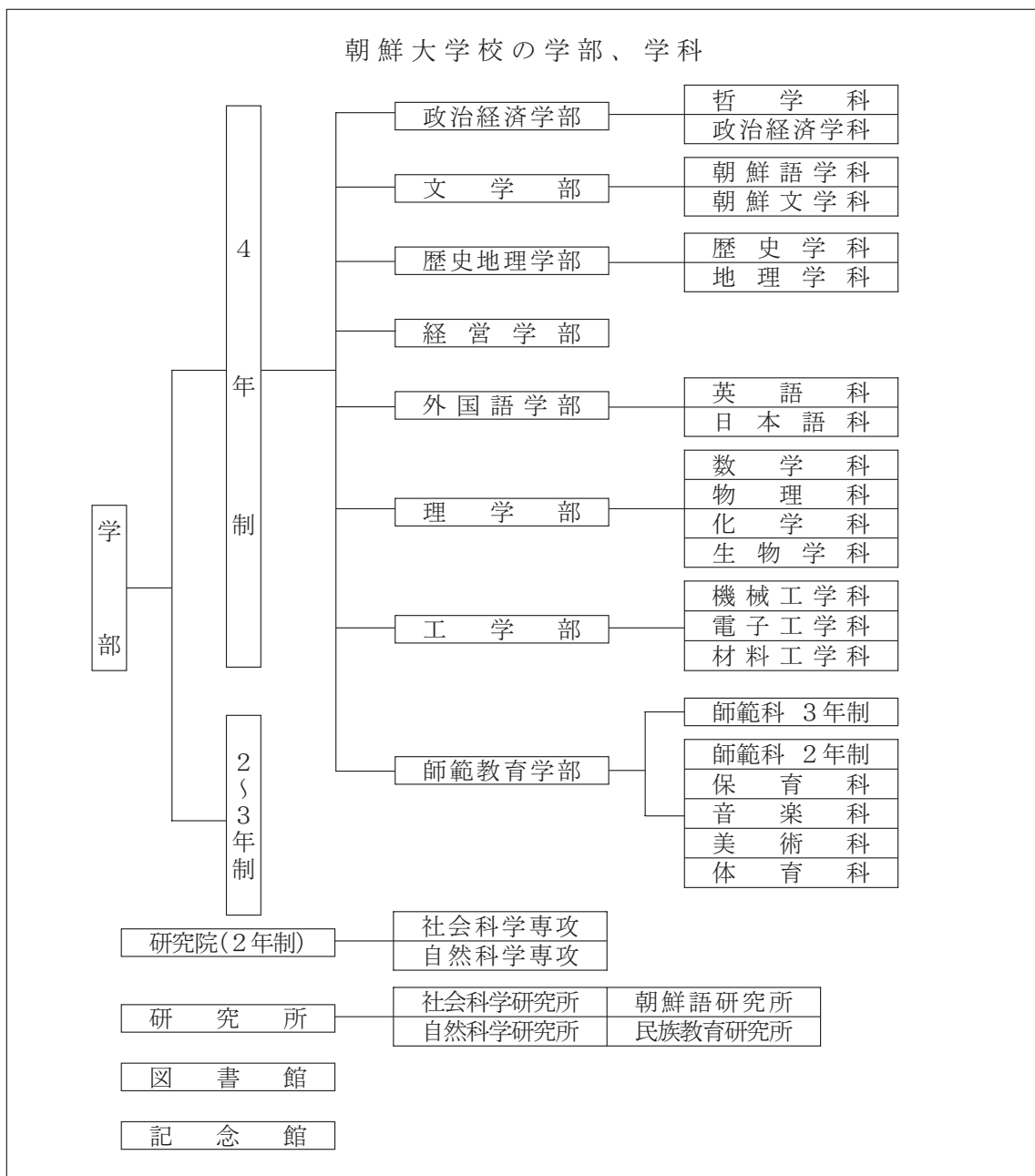
時限配当の比較 (%)

	朝鮮学校	日本学校	±
朝鮮語	26.6		+26.6
日本語	15.6	22.2	- 6.6
社会・歴史・地理	8.8	14.1	- 5.3
算数・数学	16.5	15.6	+ 0.9
英語	4.6	3.6	+ 1.0
理科	9.2	10.2	- 1.0
体育・音楽・美術	18.8	23.8	- 5.0
その他		10.2	-10.2

※±は朝鮮学校を基準とした。

※朝鮮大学校民族教育研究所の資料による。

資料 9



資料10

カリキュラム

学 年		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
授 業 数 (一週間)		24	25	28	30	30	30	35	35	35
1	社 会			1	2	2	2	2	2	2
2	国 語	10	9	8	8	7	7	5	5	5
3	朝 鮮 史						2	2	2	2
4	朝 鮮 地 理					2		2		
5	算 数	4	5	5	6	5	5			
6	理 科			3	3	3	3	4	4	4
7	日 本 語	4	5	5	5	5	5	5	4	4
8	保 健 体 育	2	2	2	2	2	2	2	2	2
9	音 楽	2	2	2	2	2	2	1	1	1
10	図 工	2	2	2	2	2	2	1	1	1
11	数 学							4	4	5
12	作 文							1	1	1
13	朝 鮮 近 代 史									2
14	英 語							4	5	5
15	情 報 基 礎 (コ ン ピ ュ ー タ ー)								1	
16	家 庭 科							1		
17	美 術							1	1	1
科 目 数		6	6	8	8	9	9	12	12	11

資料11

1. 学費負担状況

① 朝鮮初中級学校と日本公立学校との月謝対比

朝鮮初中級学校の全国平均

項 目	初 級 部	中 級 部
運 営 費	8,000円	12,500円
設 備 管 理 費	3,000円	3,000円
図 書 費	1,000円	1,200円
保 険 費	300円	300円
合 計	12,000円	17,000円

※この他に、通学費を初級部3,000円、中級部6,000円の負担をしている。

寄宿舎生は、寄宿舎費を初級部32,000円、中級部36,000円の負担をしている。

新潟朝鮮学校

項 目	初 級 部	中 級 部
運 営 費	8,000円	12,500円
設 備 管 理 費	5,000円	5,000円
図 書 費	2,000円	2,000円
食 費	12,000円	15,000円
合 計	27,000円	34,000円

※寄宿費は、初級部29,000円、中級部33,000円を負担している。

日本公立小・中学校（全国平均）

項 目	小 学 校	中 学 校
給 食 費	1,000円	1,000円
図 書 費	1,000円	1,000円
合 計	2,000円	2,000円

② 新潟朝鮮初中級学校父兄の、年間納付金額及び、初級部6年間、中級部3年間の納付金額の対比

初級部

	年間納付金額	6年間納付金額
新潟朝鮮学校	324,000円	1,944,000円
日本公立学校	24,000円	144,000円

中級部

	9年間納付金額
新潟朝鮮学校	3,186,000円
日本公立学校	216,000円

2. 教職員の待遇状況

1) 給 与

大学卒の初任給

	金 額
新潟朝鮮学校	120,000円
日本公立学校	195,000円

※ 朝鮮学校教職員達は共済保険に加入はしているが、償与、退職金、有給休暇は財政事情により保証されていない。

2) 学校運営は①月謝，②新潟県、新潟市からの各種学校補助金、年間260万円，③県内同胞の賛助金2,700万円，④事業収入600万円で運営している状況である。

2000年度 補助金助成金一覽表

2001. 4. 1

自治体名	名目	支給額
東京都	私立外国人学校教育運営費補助金	3,592万円
都内23区17市	朝鮮学校生徒保護者保護金	1億2,652万円
	合計	1億6,244万円
神奈川県	私立学校経営費補助金	6,162万円
県下5市	外国人学校補助金	2,838万円
	合計	9,000万円
千葉県	私立学校経営費補助金	635万円
県下19市	千葉朝鮮学園振興協議会補助金	375万円
	合計	1,010万円
埼玉県	私立学校経営費補助金	900万円
県下16市1町	外国人学校保護者補助金	1,118万円
	合計	2,018万円
茨城県	外国人学校運営費補助金	238万円
県下7市1町	朝鮮学園運営費補助金	103万円
	合計	341万円
群馬県	私立学校教育振興費補助金	618万円
県下4市3町	群馬朝鮮学園補助金	344万円
	合計	962万円
栃木県	専修学校等運営費補助金	170万円
小山市等6市1町	栃木朝鮮学園補助金	197万円
	合計	367万円
北海道	専修学校等運営費補助金	1,209万円
道内3市	北海道朝鮮学園補助金	89万円
	合計	1,298万円
宮城県	私立専修学校, 各種学校教育補助金	646万円
仙台市	私立学校振興補助金	240万円
	合計	960万円
愛知県	私立学校経営費補助金	1,915万円
春日井市	学校改修補助金	840万円
県下9市	私立学校運営費補助金	1,409万円
	合計	4,164万円
岐阜県	私立専修学校等教育振興費補助金	317万円
県下6市2町	岐阜朝鮮学園補助金	141万円
	合計	458万円
静岡県	私立各種学校運営費補助金	351万円
県下3市	教材補助, 父兄会活動費	90万円
	合計	441万円

自治体名	名目	支給額
三重県	私立各種学校振興補助金	230万円
県下6市5町	三重県朝鮮学園補助金	102万円
	合計	332万円
滋賀県	専修学校等運営費補助金	439万円
県下2市	私立学校振興補助金	103万円
	合計	542万円
奈良県	教科書等教材補助金	500万円
県下5市	私学振興補助金	421万円
	合計	921万円
和歌山県	私立学校教育管理経費補助金	360万円
県下2市	私学振興補助金	403万円
	合計	763万円
京都府	私立、専修各種学校教育振興補助金	2,865万円
府下4市	民族教育に対する補助金	3,042万円
	合計	5,907万円
大阪府	私立外国人学校振興補助金	1億9,108万円
府下20市	教育振興助成、授業料軽減補助金	6,020万円
	各種学校に対する補助金 他	4,289万円
	合計	2億9,417万円
兵庫県	外国人学校教育振興補助金	1億4,393万円
県下12市	外国人学校振興補助金	5,472万円
	合計	1億9,865万円
山口県	私立外国人学校特別補助金	1,196万円
県下8市1町	私立外国人学校補助金	345万円
	合計	1,541万円
広島県	私立学校振興費補助金	1,432万円
県下3市	外国人学校就学助成補助金	1,919万円
	合計	3,351万円
岡山県	私立学校設備等整備費補助金	97万円
県下2市	外国人学校補助金	258万円
	合計	355万円
福岡県	外国人学校教育振興補助金	800万円
	朝鮮学校補助金	300万円
県下8市7町	朝鮮学校補助金	393万円
	合計	1,493万円
新潟県	私立専修学校等運営費補助金	147万円
県下1市	私立学校運営費補助金	114万円
	合計	261万円

△都道府県による朝鮮学校への補助金支給額（平均額）

全国平均 1人当：約8万円

最高金額 1人当：約17万円（年500万円）奈良県

新潟県 1人当：約3万5千円

△市町村による補助金支給額（平均額）

全国平均 1人当：約6万円

最高金額 1人当：約15万円 江戸川区、川西市 等

新潟市 1人当：2万8千円

※学生数により一人当の支給額若しくは総合的に決めている。

各県にみる朝鮮学校への見解

■神奈川県

①外国人学校が「一条校」に類似した教育を実施している。

②外国人学校の施設や教員の配置状況が、各学校の設置基準をはるかに超える規模である。

③神奈川県が推進している「内なる国際外交」の視点を考慮した。

※〈私立学校経営費補助金〉で92年度単価～¥80,000

■滋賀県

①日本における学校教育に準ずる教育を行っている。

②国際化時代にあつて、民族、国籍を超えて教育の機会均等の確保が必要

※〈新校舎建設補助金〉（91年度）滋賀県¥5,000万、大津市¥2,500万

■奈良県

①わが国の義務教育に準ずる教育を行っている外国人子弟に対しても、広く教育の機会の確保をはかる。

②国際化の進展の中で、日本社会において民族の伝統と文化を保持したいという考えを尊重する。

③日本語も教えており、日本の社会、文化も教科に重く位置付けている。

※〈施設整備補助金〉（91年度）奈良県¥2,000万円、奈良市¥1,000万円

■兵庫県

①朝鮮学校のカリキュラム、設備、各教科の時間数などを調べた結果、文部省の定めた高校の設置基準にはほぼ合致している。

②国内の公私立大学の多くは、民族学校卒業生に受験資格を認めている。

③同じ朝鮮人生徒で、市立芦屋高校に通えば受験資格があり、民族学校だと資格がないのは矛盾する。

参考資料

高校卒業以上（大卒等を含む）の学歴が必要とされる公認ないし
国家試験による資格を要する主な職業例

系 列	資 格 名
法律・経営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士 ・ 公認会計士 ・ 税理士 ・ 司法書士 ・ 弁理士 ・ 中小企業診断士 ・ 社会保険労務士 ・ 行政書士 <p style="text-align: right;">など</p>
医療・衛生・厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 歯科医師 ・ 精神衛生鑑定医 ・ 看護婦（准看護婦） ・ 助産婦 ・ 保健婦 ・ 診療放射線技師 ・ 臨床検査技師 ・ 歯科技工士 ・ 理学・作業療法士 ・ 視能訓練士 ・ 柔道整復士 ・ 栄養士 ・ 調理師 ・ 食品衛生管理者 ・ 薬剤師 <p style="text-align: right;">など</p>
工業・技術・ビジネス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気主任技術者 ・ 家庭用電子機器修理技術者 ・ 放射線取扱主任者 ・ エックス線作業主任者 ・ 作業環境測定士 ・ 自動車検査主任者 ・ ボイラー技士 ・ ボイラー整備士 ・ ガス主任技術者 ・ 情報処理技術者 ・ 一般旅行業務取扱主任者 ・ 水先案内人 ・ 電気通信設備工事担当者 ・ 衛生管理者 ・ 労働安全コンサルタント ・ 建築物環境衛生管理技術者 <p style="text-align: right;">など</p>
土木・建築・不動産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産鑑定士 ・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士 ・ 土地家屋調査士 ・ 宅地建物取引主任者 ・ 建設機械施工技士 ・ 水道技術管理者 ・ 土木施工管理技士 ・ 管工事施工管理技士 ・ 造園施工管理技士 ・ 建築施工管理技士 ・ 廃棄物処理施設技術管理者 ・ 下水道技術者 ・ 水産業専門技術員 ・ 畜産コンサルタント <p style="text-align: right;">など</p>

※このほかに公務員系や農業、水産などの国家資格がある。

